

11月30日（火）



# 令和 3 年 11 月 30 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひびか)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	横田照夫	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	右松隆央	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	二見康之	(同)	
26番	日高陽一	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	野崎幸士	(同)	
34番	徳重忠夫	(同)	
35番	日高博之	(同)	
36番	星原透	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	濱砂守	(同)	
欠席議員 (1名)			
21番	外山衛	(宮崎県議会自由民主党)	

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

## 事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問並びに議案第18号及び第19号についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会一般質問の最初に立たせていただきます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

早速質問に入りたいと思います。まずは、知事にお伺いしたいと思います。

現在、本県ではコロナ感染ゼロの状況が1か月を超えて更新され、落ち着きを見せています。このまま収束を願うばかりですが、世界では過去最高の感染者数が見られる国があり、また新たな変異株オミクロン株が見つかるなど、楽観視できない状況でもあります。

こうした中で先日、県教育委員会が、県立学校における生理用品の配備についての方針を発表されたことは、大変前向きな待望のニュースとして、いろんな方から歓迎のお声を聞いたところでもございます。

生理の貧困の問題もコロナ禍の中で浮かび上がった問題でしたが、単なる経済的理由にとどめず、人類が生きていく上での生理的課題としてしっかり受け止め、施策に生かし、取組を広げることだというふうに思います。

そもそも、新型コロナウイルスの発生がどうして起こったのかも含め、環境破壊の問題、医療体制、公衆衛生の要である保健所機能の抜本強化まで、実に様々な問題が浮き彫りになったと思います。コロナ禍で浮き彫りになったこうした問題をどう認識し、今後の政治課題とするのか、知事の御見解を伺いたいと思います。

あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

新型コロナの第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響で、全国的にもこれまで経験したことのない感染爆発に襲われ、御指摘のとおり、本県の地域医療体制の脆弱性が改めて明らかになったほか、本県のみならず全国的にもデジタル対応の遅れや非正規雇用の問題など、様々な課題が顕在化しました。

また、度重なる外出自粛などで直接会って話す機会が減ることにより、コミュニティ活動の停滞や孤独、孤立の問題が生じており、人と人とのつながりをどう回復していくのかという点も大変重要な課題であると認識をしております。

引き続き、県民の生命や財産を守るため、弱い立場にある方々にもしっかりと寄り添いながら、今後のコロナ対策に万全を期すとともに、顕在化したこれらの課題にもしっかりと対応できるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 もう一点、お聞かせいただきたいと思います。

岸田内閣の掲げる「新しい資本主義」に対する知事の御所感を聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新しい資本主義は、イ

ノベーションの創出などによりまして、中長期的な経済成長を促進しつつ、人材への投資や分配による格差の是正も図りながら、成長と分配の好循環を実現し、持続可能な資本主義を構築していく考え方であると理解をしております。

先般、公表された国の新たな経済対策におきましても、デジタル化やクリーンエネルギーの推進などによる成長戦略と、賃上げや働き方改革の推進などから成る分配戦略が掲げられ、その実現の方向性が示されたところであります。

新しい資本主義の実現には、国、地方、民間企業や教育など、それぞれの立場において役割を果たしていくことが求められておりまして、県といたしましても、経済の持続可能性や人づくりを重視する視点を大切にしながら、今後の県づくりに取り組んでまいります。以上であります。

**○前屋敷恵美議員** 岸田内閣は資本主義そのものを問題にするかのように、新しい資本主義を掲げて「新しい資本主義実現会議」を発足させ、緊急提言なるものを発表いたしました。

提言は、当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理したもので、安倍・菅政治の延長線上に、特定大企業の応援や財界本位、個人情報提供のデジタル化、原発再稼働と石炭火力発電の増設などを一層推し進め、中小企業淘汰や軍事優先などが盛り込まれる内容になっていきます。

「成長と分配の好循環」を掲げるものの、正規雇用に対する男女賃金格差解消は棚上げされ、非正規の待遇改善については従来の方針をほぼ踏襲。格差是正には踏み込まず、賃上げ企業への法人税控除は黒字企業にしか恩恵がなく、結局、分配はなしです。賃上げ、分配を言うのならば、労働者の生活が成り立つものにす

ることこそ目標にして、分配そのもののゆがみを正すことでなければならないというふうに思います。

ほかにも、社会保障の改悪問題、教育に係る問題、労働者派遣法の改悪、規制緩和問題など、この新しい資本主義緊急提言は、安倍政権のアベノミクスを危険な方向に加速するもので、弱肉強食の新自由主義の継続、強化にほかならないというふうに思います。国民の暮らしを立て直すものでないことは明らかです。

こうした点を指摘しながら、次に移りたいと思います。

次は、コロナ感染影響の解消、そしてまた第6波への対策について伺いたいと思います。

第5波の感染者は3,070人。8月中旬以降は連日、100数十人の感染者が発表され、日常生活を震撼させました。患者の皆さんの苦しみはもとより、県民の暮らしも大きく制約を受けるものとなりました。現在、感染者ゼロが1か月を超え、落ち着きを見せていますが、南アフリカなどで新たな変異株「オミクロン株」が確認され、これまでのデルタ株などより感染力が強いとされ、アメリカをはじめ渡航制限も相次ぎ、日本でも30日、今日午前零時から外国人の入国制限が決定されています。医療検査体制の確立を、感染者の少ない今こそ、一気に進めていく必要があります。

そこで、第6波に備える重点対策を福祉保健部長に伺いますが、まずワクチン接種について3回目接種の計画と見通しをお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスの追加接種につきましては、2回目接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に実施されることとなります。

先行して、2回目接種が完了した医療従事者が12月から、続いて高齢者が来年1月から行われる計画となっており、その他の方々については、おおむね3月から開始される見通しであります。

県におきましては、ウェブでの担当者会議を行うなど、市町村と一緒に、追加接種に向けたさらなる体制構築を進めているところであります。

今後、必要なワクチンの確保をするとともに、市町村への支援等を行いながら、追加接種に関する効果や安全性に関する情報発信など、できるだけ多くの方に追加接種をしていただけるよう、必要な取組を着実に進めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 次に、PCR検査について伺いたいと思います。

ワクチン接種とPCR検査は同時並行で行うことが重要だと、これまでも私は言っていました。特に高齢者施設、障がい者施設、医療機関など感染リスクの高いところには、感染状況に応じて定期的にスクリーニング検査を行うことが必要であるというふうに思います。県の取組についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、地域での感染拡大の端緒が見られた場合などには、重症化のリスクが高い高齢者施設等におきまして、無症状者も含む施設職員を対象とした一斉検査を行っております。

第5波におきましては、まん延防止等重点措置の適用を受け、高齢者施設等への感染の拡大を防ぐため、重点措置区域に指定した宮崎市、日向市及び門川町の高齢者施設、障がい者施設の計314施設で一斉検査を行いました。

このような取組を通じまして、重症化のリスクが高い高齢者施設等における感染者の早期発見に努め、施設内での感染拡大を防止することとしております。

**○前屋敷恵美議員** これまでも検査を行ってきたという御報告でもありましたけれども、定期的な検査をしていくということも大事でありまして、早期に感染者を発見するという点では、どうしてもこの検査体制を強化していく必要があるというふうに思います。ぜひ今、新型のウイルスなどの問題も浮上してまいりましたので、感染状況に応じてというか、早めに検査体制を強化する、そういう方向で進めていただきたいと思えます。

また次は、検査を希望する人が無料でPCR検査、または抗原定量検査を受けられる仕組みをつくっていくということがとりわけ重要であると思えますが、県の取組をお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスのPCR検査は、特に症状がない中で検査を希望する方につきましては、原則自己負担で検査を受けていただくことになっております。

このような原則の下、県では、これまで県外からの感染持込みにより感染が拡大してきた経緯も踏まえ、県境往来に係る水際対策の実効性を高め、安全安心な県民生活や経済活動の支援を行うため、県境往来者や感染不安を感じる方などが無料や低額で検査を受けられる取組を行っております。

さらに、国の新たな方針により、今後、感染拡大の傾向が見られる場合において、知事が法に基づき、不安を感じる無症状者は検査を受ける、こういったことを県民に要請した場合には、希望者につきましては無料でPCR検査や

抗原検査を受けられることとなりますので、現在、必要な検討を行っているところであります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、そういった方向で進めていただきたいと思います。他県でも、期間限定ではありますけれども、希望する県民には、無料でPCR検査または抗原定量検査などが行われているところもありますので、ぜひ積極的な取組にしていただきたいと思います。

次に、ワクチンと検査での陰性証明で社会経済活動を回すとする政府のワクチン・検査パッケージについてどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ワクチン・検査パッケージは、緊急事態宣言下等においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等における行動制限の緩和を可能にするため導入されるものです。

例えば飲食については、第三者認証制度による認証飲食店が、あらかじめパッケージの適用を県に登録することで、感染拡大時に当該飲食店が、利用者のワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性結果を確認することにより、人数制限等が緩和されることとなります。

ワクチン・検査パッケージ等の利用により感染リスクは低減されますが、利用する場所では、引き続き基本的な感染防止対策の徹底が必要であるというふうに考えております。

県といたしましては、県民への感染防止対策のお願いと、この活用などにより、日常生活や社会生活における感染リスクを引き下げながら、本県の社会経済活動を回していくことが重要であろうと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 徐々に経済の活性化を進め

るためにも、必要なことであるかもしれませんが。しかし、ワクチン接種をされた方も時間がたてば、感染リスクも、また感染させるリスクも出てきます。ワクチン接種をしていることが感染していないということを意味する、証明するものではありませんから、やはり検査を重視していく。この両方を追求していく必要があるというふうに思いますので、ぜひ、その点を徹底してほしいと思います。

次に、入院病床確保について伺いたいと思います。

第5波では、医療の逼迫、崩壊を防ぐためとして、感染者の原則自宅療養が打ち出されました。全国では、自宅療養者が自宅死、孤独死をする事例が多数報告されてきました。

本県における第5波の患者の入院・療養状況についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県における第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、これまで以上に多くの方々が感染したところでございます。1日当たりの最大の数としましては、新規感染者数が158人、入院患者数が155人、宿泊療養者数が194人、自宅療養者数が800人であり、いずれも第4波までを上回り、過去最多となっております。

**○前屋敷恵美議員** 再びこうした状況をつくらないためにも、徹底して対策を打っていくことが必要だというふうに思います。

確保病床数も、また宿泊療養室数もさらに増やして、自宅の療養者をなくして必要な医療がしっかりと受けられる、そういう体制を整えることが何より大事です。当然、医療スタッフを増やすことは不可欠だというふうに思っております。

県の医療体制強化の取組を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 医療提供が脆弱な本県におきまして、患者が病状や状況に応じて必要な医療を受けることができるよう、医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の確保が重要であると考えております。

このため県では、新型コロナウイルスの入院病床につきましては、医療機関の御理解と御協力の下、9月1日時点から32床増やして、現在339床を確保したところであり、宿泊療養施設についても、県内5施設で450室を確保しております。

また、重症化を防ぐため、抗体カクテル療法を実施できる体制を整備するとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう、訪問看護ステーションの看護師による健康観察や医師の電話等による診療体制を構築し、症状悪化時の外来診療受入れ医療機関の確保などにも取り組んでいるところであります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、この感染が落ち着いている今こそ、先ほども言いましたけれども、しっかりその体制をつくっていくことだというふうに思います。

さきの国会で、政府は高齢者の医療費2倍化法、それと病床削減法を強行いたしました。爆発的なコロナ感染拡大の中で、医療崩壊でまともな医療も受けられず命が失われた。この現実が深刻に受け止められていない、反省がないと言わなければならないと思います。

今現在、進められております宮崎県の第7次医療計画見直しですけれども、極めて限定的な内容のようですが、新型コロナウイルス感染症への対応をどのように反映させていくのか。これは大変重要なことだと思います。見直しに生

かすことだというふうにと思いますが、福祉保健部長、その中身についてもお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本年5月の医療法改正によりまして、第8次の医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する事項が追加されることになったことを踏まえ、今回の7次計画の中間見直しに当たりますは、県独自の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策」に関する項目を新たに設定することとしております。

具体的には、これまでの新型コロナへの対応や課題を整理し、今後必要となる新型コロナに関する普及啓発をはじめ、検査体制や医療提供体制の強化、ワクチン接種業務の推進など、施策の方向性を記載することとしております。

**○前屋敷恵美議員** この医療計画の中で、何より私は、今回、このコロナ感染で体験した医療の現実を教訓として、地域医療構想による——今、進められようとしておりますけれども、また政府もそれを握って手放しませんけれども——病床削減、これは絶対にやめるべきだというふうに思います。このことを強く求めておきたいと思います。

次に移ります。コロナ禍における子供たちの状況について伺ってまいります。

文部科学省の調査によると、2020年度にコロナ感染回避のために30日以上登校しなかった小学生は1万4,238人、中学生は6,667人、高校生は9,382人と、3万人を超すことが分かりました。また、不登校が理由で小中学校を30日以上休んだ児童生徒は19万6,127人と、前年度から8.2%増で、過去最多となっております。また、小・中・高校から報告のあった自殺者の数は415人となっております。子供たちにとってコロナ感染の影響がどれほど大きかったかを物語

るものだというふうに思います。

宮崎県の現状はどうでしょうか。教育長、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における本県の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染回避のために30日以上登校しなかった国公立の児童生徒数は、小学生69人、中学生22人、高校生26人となっております。なお、不登校で小中学校を30日以上休んだ国公立の児童生徒数は1,556人となっております。本県公立学校において自殺した人数は3人でございます。

○前屋敷恵美議員 こうした県内の学校での状況をどのように捉え、また、これにどう対応しておられるのか、お聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や家庭生活に変化が生じたことがきっかけとなり、生活リズムの乱れや、先を見通せないことに対する不安など、これまで経験したことのない悩みを抱えることになった子供たちもいたのではないかと捉えております。

そのため、県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員に加え、LINEを活用した相談窓口を整備するなど、教育相談体制の整備、充実に努めているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そうした子供たちに寄り添った施策を進めていただきたいと思います。

また今、コロナ感染による後遺症が全国的にも問題になっております。子供たちにも、脈が速くなったり、下痢をしたりというような症状が見られるということが報道されておりますけれども、県内の学校において、こうした状況は

見られないのか。また、学校の対応も含めてお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 先ほど述べました生活リズムの乱れに加え、体を動かす機会の減少や友達と密に遊ぶことができないなど、様々な制限が長期化していることで、少なからず児童生徒の体調に影響を及ぼしているのではないかと考えております。

各学校におきましては、毎朝の体温確認や気になる児童生徒への声かけ、見届けなど、教職員によるきめ細かな健康観察や、家庭との連携による心身の不調の早期発見に努めているところであります。

今後市町村教育委員会や県立学校と連携し、これまでの取組等に加え、予防的な対応や組織的な取組をより細やかにを行い、児童生徒の心身の健康が保たれるよう取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、よろしく申し上げます。

では次に、GIGAスクール構想について伺います。

小中学生に1人1台のタブレット端末を配備、高校生は3人に1台の端末の配備というアンバランスな状況ではありますが、教育のICT化が始まりました。そもそもGIGAスクール構想は、政府のSociety 5.0構想という国家戦略を前提にするもので、長期の経済低迷の打開を図るため打ち出され、その実現のための人材育成と、公教育の市場開放という狙いも込められているものです。

だからといって、教育の場でICT活用を否定するものではありませんが、コロナ禍で前倒しされて始まったGIGAスクール構想が、家庭でのオンライン学習支援も含め、生徒一人一

人が十分理解しながら学習が進んでいるのか。子供たちは興味関心を持って習得が早いと思いますが、得手不得手で個人差が出てきます。学びが、能力主義に基づいて、個別適正化の名の下に格差が生じてくるのではないかなど、様々に危惧されるものです。

そこで、現在のタブレット活用状況、授業の状況などを教育長、お聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** タブレット端末の授業での活用状況につきましては、例えば小中学校では、カメラ機能を使って観察記録を短時間で作成したり、端末に書き込んだ自分の考えをモニターに映して、効率的に発表したりするなどの活用が見られております。

また、高校の授業では、衛星画像を用いてハザードマップを作成したり、他校とオンラインでつないで課題研究の発表会を実施するなど、協働的な学びを促進するための活用も図られております。

ICTを活用した授業に対して子供たちからは、「これまでより分かりやすい」「早くできる」「多くの友達の考えを画面上で見ることができる」など、ICTを活用することに対する肯定的な声が多く聞かれているところであります。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

今、このタブレットを使った教育そのものの、いろんな効果もメリットもあるということは私も承知をするところです。しかし、タブレット授業を進める中で新たな問題は起きていないか、気になるところでございます。先生方の新たな負担、家庭への持ち帰りによる家庭の負担、子供たちの使用時間の問題などなどです。

そうした中で、先生方や子供たち、保護者の

皆さんの意見などをくみ上げるシステムができているのか。そうした対応についても、現状をお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** タブレット端末等のICT活用につきましては、活用自体を目的とはせず、あくまでもこれまで以上に学びを豊かにするツールと捉え、対面授業との組合せによるハイブリッドな学びの充実を図ることが重要と考えております。

しかしながら、ICTを活用して指導する能力は教員間で差が大きく、苦手意識を持つ教員もいることから、サポートや研修を充実させていくことが課題となっております。

そのため、県立学校では、全ての学校にICT教育推進リーダーを配置し、組織的に研修を進める体制を整えるとともに、小中学校では、各校の担当者を対象にした研修や、県が指定したモデル校における授業公開等を通して、活用法などを広げる取組を進めているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 様々な課題を抱えながらも授業を進めておられる、御苦勞もよく分かるんですけれども、私は、教育のICT化は必要な側面も十分にあるというふうに認識しています。しかし、改めて学校の存在意義の認識が重要だとも思っております。

コロナ禍の下、学校行事等の多くに制約が加えられて、子供たちの学校生活も厳しい日々でした。学校現場は、教える側も教えられたりする人間的なつながりをつくりながら、仲間と学ぶことの楽しさ、大事さ、これをタブレットが取って代わることはできないというふうに思います。タブレットを使うことが目的なのではなく、またタブレットに使われるのではなく、子供の豊かな学びの可能性を広げるためのタブ

レット活用になるように、学力の格差、経済的格差が生じることのないように、タブレット授業の在り方を考えていくことが重要だというふうに思います。これは今後ともぜひ追求をしていただきたい。

コロナ禍を経験して、改めて学びの場である学校の重要性・必要性をしっかりと認識して、子供たちの成長を育む場、学校がそういう場になるように、御努力をさらにお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて、コロナ感染症関連給付金に対する課税について伺います。

県内の自治体でのことではないのですけれども、給付金などを受給した場合に申告が必要となるため、収入・経費が分かる書類を準備し申告することを求める通知を出して、返答がない場合は推計課税をすすとしている自治体があることが報道されました。事業者の方々から、これについての心配の声が寄せられたところです。

もともと、国や自治体からの給付金は、固定費の補助を目的としたもので、所得として課税対象とすることは、制度の趣旨にも反するのではないかと私は思うのですが、関係事業者の皆さんからも、課税の対象から外してほしいと要望も寄せられております。

県の考え方をお聞かせください。総務部長、お願ひします。

**○総務部長（吉村久人君）** 国税におきましては、様々なコロナ関連の給付金について、国民1人当たり10万円の特別定額給付金のように、法令に非課税の定めがある場合や見舞金に該当するもの等は非課税とする一方、持続化給付金のように事業に関して支給されるものは、課税対象として運用されております。

課税対象となる給付金は、事業収入として計上する必要がありますが、1年間の収支が赤字となる場合などには、税負担は生じないこととなります。

県税における取扱いについても、税制上、国税と連動している内容が多いことや、コロナ対策における国や他自治体との均衡を考慮し、国の考え方に準拠することが適切であると考えております。

**○前屋敷恵美議員** 昨年度の厚労省の通達、事務連絡でも、持続化給付金を自立更生のために充てる場合は収入として認定しないというような通知も出されているように伺っているところです。

地域経済を支える中小業者の皆さん方は、今やっとコロナの縛りから解放されつつあります。今後、まだなかなか先が見えないところもあります。しかし今、しっかり支援をしていくことが重要なきだというふうに思います。これから元気に商売を立て直し、地域経済を回す原動力になるものです。コロナ関連給付金を地方税算定の際の課税対象とせずに支えることが必要かと思ひます。

また、国に対しても、非課税とすることを求めることも必要だと思ひますし、まずは県の事業での給付金は非課税とすることを求めたいと思ひます。ぜひ御検討いただきますよう、お願ひいたします。これにとどめます。

では、次に移ります。森林盗伐問題で伺いたいと思ひます。

この森林窃盗事件、盗伐被害の解決がなかなか図られず、被害者の救済は大変遅れております。我が党はこれまで度々、被害者の立場に立った問題解決が図られるよう求めてまいりました。今回で4回目になります。知事も、「的

確な誤伐及び盗伐対策に使命感を持って取り組んでまいりたい」との答弁をされて、深刻に受け止めておられるものと思ってきました。しかしながら、なかなか解決には程遠い状況です。

私は先月、えびの市の被害者の山の調査に入らせていただきました。現在は鹿児島県の湧水町に住んでおられる、志水恵子さんという方です。御本人の知らないうちに作業道が造られ、杉、ヒノキが約200本以上盗伐され、しかも盗伐された跡地が耕作までされてニンニク畑と化し、ミカンやクヌギの苗木も植栽されていました。盗伐を発見したときには、伐根というのですが、残されていた切り株がいつの間にか運び出されており、証拠隠滅だと、志水さんは憤っておられます。また、志水さんが最近立てた立入禁止の立て看板が、早くも壊された状態でもございました。えびの警察署にも相談に行かれています、対応は極めて不可解さが残るものとなっています。

こうした被害に遭った山林は、ほとんどが無届伐採です。それ自体、違法伐採です。取締りの対象でなければなりません。しかし、こうした森林窃盗事件が3年という短い時効でうやむやにされる。志水さんもそのお一人でした。被害届の受理が圧倒的に少ない。仮に受理されても不起訴処分になってしまう。結局、泣き寝入りの状態です。

あるいは、誤伐だとして、ある方は百年杉と言われるような立派な木400～500本を、1本数百円程度の値段で示談に応じてしまっておられました。こうした実態が多発しております。

本来、届出をした伐採であれば、仮に誤伐であっても小範囲にとどまるはずですが、しかし、誤伐と称する被害の多くは広範囲に及んでおり、それは誤伐とは言えません。明らかに盗伐

が目的だったと言えるというふうに思います。

被害者の皆さんは、多くが高齢だったり、地元に住んでおられなかったり、御自分の山にはなかなか行けず、知らないうちに山林が伐採されているケースがほとんどです。県外から帰ってこられた別の被害者の方は、「親や祖先が代々維持してきた山林の約130本が切られました。その無残な姿を目の当たりにして、悔しくて泣きました。絶対に許せない」と、怒りをあらわにしておられました。

森林盗伐、森林窃盗は紛れもなく犯罪です。個人財産を奪われた方は、紛れもなく被害者です。県内で盗伐被害者の会が立ち上げられ、現在134家族の方々が救済を求めておられます。被害者の会に入っておられない方も多数おられます。被害者救済は、行政や警察の責任ある任務です。遅きに失しているとはいえ、早急な対応を求めるものです。

そこで、お聞きしたいと思います。今年10月27日、林野庁が盗伐被害現場の調査に入り、県内4か所で被害の状況や対応などの聞き取りが行われたと聞いております。県も立ち会ったかと思いますが、そのときの状況や国の調査が入ったことに対して、県はどのように受け止めておられるのか、環境森林部長の認識を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 先般、国が行った調査につきましては、御質問にありましたように、林野庁職員が県内4か所の現地に赴き、森林所有者等から状況の説明を受けるとともに、国が伐採届出制度の見直しを行うことについて説明されたと聞いております。

この調査によりまして、無断伐採の抑止につながる取組の検討が進められるものと考えており、県としましては、国の動向も踏まえ、今後

とも適切に対応してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 国の調査が入ったということのを県は重く受け止めて、今後の対策を強めてほしいというふうに私は思います。

そこで伺いますが、多くの盗伐被害山林の伐採届は出ていない状況だというふうに思います。そうなりますと、植林・造林はなされていないと思うんです。県としてはどう対処するのか、また各自治体をどう指導しているのか、伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 森林所有者が、被害に遭った伐採跡地への再造林を要望される場合には、現地の状況を十分に確認し、植栽や下刈り等の森林整備に対する補助事業を活用していただくなど、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、再造林に関する相談については、県や市町村に加え、各森林組合においても対応することとしており、相談しやすい体制を取っているところでもあります。

**○前屋敷恵美議員** しかし、盗伐の被害に遭われた方が、御自分の山であるとはいえ、また補助制度があるとはいえ、盗まれた山に自ら植林をしなければならない、これほど理不尽なことはないというふうに私は思うんですね。ここを何とかしなければ。ですから、問題解決を急がなきゃならないというふうに思うんです。

次に、違法木材の流通について伺いたいと思います。

窃盗木材が証明書なしに流通していることは明らかだというふうに私は思います。仮に証明書があるとすれば、私は偽造が疑われるものではないかと思えます。違法木材は国際法にも抵触します。県としてどのような対処をされているのか、伺いたいと思います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県の木材流通は、合法木材の証明に関する国のガイドラインに基づき、原木市場、製材工場等での入荷時に、伐採届や保安林伐採許可の通知書等を出荷者である伐採事業者が提示することにより、その合法性を受入れ側の原木市場等において確認する仕組みとなっております。

県では、機会あるごとに関係団体等を通じて、伐採事業者や原木市場等に対し、違法木材が流通しないよう、伐採届等の提示・確認の徹底をお願いしているところであります。

今後とも、市町村や関係団体等との連携を一層強化し、合法木材の流通促進の徹底に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、流通しているのは、しっかりとした証明がある木材だけだという話だというふうに思うんですけれども。じゃあ、盗伐によって持ち出された窃盗木材は、どこでどう流通しているのか。その辺のところも、しっかりと追跡しなければならないというふうに私は思うんです。

違法木材が流通しているということは、紛れもない事実だと思います。それが確認できないだけだというふうに思うわけですけれども。私は、こうしたことは宮崎県の杉生産量日本一の名をおとしめることになるというふうに思います。厳正な対処が必要だと思います。

今後の森林盗伐・森林窃盗防止に向けての県の取組をお聞かせください。環境森林部長、お願いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、市町村に対し、伐採届の審査の厳格化を指導するとともに、警察等と合同で伐採パトロールを実施するなど、監視を強化しているところであります。

また、伐採前の境界確認が大変重要であることから、土地等の権利関係の把握や、隣接する森林所有者を含めた現地確認の実施など、留意事項を定めたガイドラインを遵守するよう、伐採事業者に対し繰り返し指導しております。

これらの取組に加え、今年度から、衛星画像を活用した伐採状況の把握に取り組んでおり、また国においても、伐採届出制度の見直しが進められ、伐採情報の早期把握が行えるよう、来年4月から、新たに伐採完了の報告が義務化されることになっております。

県としましては、引き続き、市町村や警察、関係団体等と連携を図り、無断伐採の防止に努めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 県としても、責任ある対処を今後とも追求していただきたい、このように思います。

次に、県警本部としての対応について伺いたいと思います。

まず、盗伐被害やその対応状況の現状についてお聞かせください。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 森林窃盗に関する相談件数については、平成28年から令和2年までの過去5年間の合計は287件、本年の件数は、10月末現在で17件、前年同期と比べて35件の減少となっております。

検挙件数については、過去5年間の合計は18件、本年10月末までの数字は7件で、前年同期と比べて3件の増加となっております。うち、逮捕件数及び人員については、過去5年間の合計で7件10名であります。

警察の対応につきましては、被害の相談がなされた際には、相談者の心情に配慮しつつ、丁寧な聞き取りや山林の確認を行うとともに、相談内容に応じまして、必要な助言指導を行った

り、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて、厳正に捜査しております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、適切に対応してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 被害届の件数については、お答えがなかったんですけども、これについては出ないのでしょうか。統計がないなら、ないというふうにお答えいただければ結構です。また、新たな問題としたいと思います。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 森林窃盗につきましては、警察の統計上、刑法犯以外の特別法犯という分類に属しており、刑法犯でいうところの認知件数、つまり被害届の受理件数は特別法犯では統計を取っていないので、お答えできない次第であります。

**○前屋敷恵美議員** 統計を取っていないということ自体、私は任務の怠慢だというふうに思うところであります。

また、森林窃盗についての検挙及び逮捕について、報道では明らかにしているのでしょうか。新聞には見当たらないのでお聞きしたいと思います。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 森林窃盗で逮捕した事件については、全て広報しております。

**○前屋敷恵美議員** 検挙数についてはどうですか。逮捕について今お答えがありましたけど、検挙数については報道はしないのでしょうか。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 検挙数に関しては、お答えする範囲で先ほど申したとおりでございます。なので、ただマスコミのほうから聞かれてお答えしたことは、今までございません。

**○前屋敷恵美議員** じゃあ、マスコミのほうから問合せがあっても、それは答えられないという範疇なんではないでしょうか。

○警察本部長（佐藤隆司君） お答えできません。ただ、任意で送致している事件は含まれてございますので、任意のものについては、原則として広報していないということでございます。

○前屋敷恵美議員 では、森林窃盗に対する取組について、相談受理時の適切な対応をとということで今、警察本部長がお答えいただきましたけれども、最初の被害の日時や場所に関する丁寧な聞き取りを行うことをやっているという点で、聞き取りをされた後、全ての案件に対して現場の検証とか実施がされているのでしょうか。その辺をお答えください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談を受理した場合には、被害者の心情に配慮した丁寧な聞き取りを行うとともに、相談者が現場に案内できない場合等を除いて、早期に現場確認を行っております。

○前屋敷恵美議員 ちゃんと現場確認はされているということですね。

次の、相談内容に応じた必要な助言指導を行っているという点では、その指導助言が相談者の納得が得られるものになっているのか、調査や捜査の進捗状況などが被害者に届いているのか、状況をお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談を受理した場合には、相談内容に応じた必要な助言、指導を行っているところですが、捜査状況についても、相談者に適宜、連絡するなど、相談者の納得が得られるように努めております。

○前屋敷恵美議員 相談者とは十分連絡も取りながら進めているということですね。確認をいたしました。

では、3つ目に、法と証拠に基づいた厳正な

捜査をするということですが、この点については、そういう厳正な捜査をした——何件捜査をされているか分かりませんが、その結果はどういうふうになっているのか、具体的に述べていただきたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 法と証拠に基づいて厳正に捜査した結果、事件として検挙したもののについては、全て検察庁に事件送致しております。

○前屋敷恵美議員 では、次に行きますけれども、被害者の方々が、被害届がなかなか受理されないというふうに言われます。被害届を受理するに至る要件とはどのようなものか伺いたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗罪につきましては、被害日時、境界線、被害樹木の大きな数量及び被害額の特定などを要件として必要な捜査を行い、犯罪による被害であることを明らかにした上で、被害届を受理することになります。

○前屋敷恵美議員 受理要件を満たしているかどうかで、被害届を受理するか否かが決まるというわけですから、丁寧に迅速な、また十分な調査、検分が必要なわけですから、それがしっかり徹底されれば、これが本当に被害なのか、どうなのかということは一目瞭然なわけですから、しっかりと被害届を受理するという方向で進めていただきたいと思います。

被害者の方々は、一日も早く被害届を受理してもらって、徹底した捜査の下に窃盗事件の解決を図ってほしいと願っておられます。3年という短い時効があるわけですから、被害者の立場に立った早急な、また親身な対応が求められているというふうに思います。

警察本部としての今後の森林盗伐・森林窃盗

事件の解決と防止に向けての取組をお聞かせください。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 警察では、県や市町村会、森林組合連合会など7組織と平成29年8月に協定を結び、相互の情報共有や合同パトロールを行うなどの連携を図っており、森林窃盗に関する相談には適切に対応しております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査してまいります。

**○前屋敷恵美議員** しっかりと徹底、図っていただきたいと思えます。

この問題の最後に、知事にお伺いしたいと思います。

一連の森林盗伐・窃盗事件の状況を聞かれましたと思いますが、これが日本一の杉丸太生産量を誇る宮崎県の現状でもあります。決して誇れたものではありません。根絶に向けた知事の姿勢をお示しいただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 無断伐採は、森林所有者の大切な財産を奪う行為でありまして、経営意欲が低下することで、持続的な林業経営の障害になるとともに、真面目に取り組んでおられる伐採事業者の信用を失うおそれがあるなど、重大な問題であると認識をしております。

特に本県は、伐期を迎えた森林が多く、全国に先駆けて伐採が進んでおりまして、森林・林業県としての強い危機感を持って、これまで市町村や警察、関係団体等と情報の共有や伐採パトロールを行うとともに、森林管理署や県建設業協会、県トラック協会など原木流通に携わる関係機関と連携し、違法木材の流通防止等の対策に取り組んできたところであります。

しかしながら、御指摘のように、依然として

無断伐採が疑われる事案が発生しておりますことから、これを重く受け止め、伐採事業者等の法令遵守意識を一層徹底させるため、研修会や立入調査を実施するとともに、伐採パトロールの強化や森林境界の明確化など、関係機関・団体との連携を図りながら、無断伐採対策に対して、強い使命感を持って取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** 私は、法治国家の下で、窃盗犯罪が温存されるようなこの事態を、このままにしておくことはできないというふうに思います。

盗伐被害はまさに人権問題です。被害者の救済を図るべく、全面解決に向けて、また盗伐防止に向けて、県を挙げての取組になるよう強く求めたいと思えます。

では最後に、税金徴収の在り方における、差押えについて伺いたいと思えます。

税金の滞納処分において、県税の差押え件数は、この3年間で、平成30年・950件、令和元年・696件、令和2年・388件とお聞きしております。ちなみに、厚労省が調査をした昨年、令和2年度の介護保険料滞納における差押えは、県内で166人でありました。確かに、税金の滞納に対して、国税徴収法などに基づいて、滞納処分のため滞納者が使用していると見られる物品について捜索、いわゆる差押えを強制執行、自力執行することができるとされています。また、納税が国民、県民の義務であることはもちろんのことです。

ここで、差押えに関する県内の事例を紹介したいと思えますが、「滞納者の留守宅の窓から入ってテレビを押収。帰ってきた住人は泥棒に入られたと思い、警察に届けて、捜査の結果、徴収職員が差押えに入っていたことが判明し

た」というものです。徴収に当たって、留守宅に入っただけの捜索、差押えについては、法的に認められている手段とはいえ、また滞納していることが問題であるとはいえ、私は道義的に許容されるものだろうかと思うわけです。確かに徴収に当たっては、あらゆる手だてを駆使され、努力されたとは思いますが、しかし、捜索、差押えといった強制処分を行う前に、もっと滞納者の実情に寄り添った対応をすべきだと思いますが、県の考え方を伺います。総務部長、お願いします。

**○総務部長（吉村久人君）** 県税における滞納処分につきましては、督促状を発送した後も、県税納付がない方に対しまして、まずは文書や訪問による催告を行うとともに、収入や財産の調査を進めることとしております。

こうした調査や本人からの聞き取りなどの結果、生活状況が厳しく、強制的に徴収することが適切ではないと判断される方などにつきましては、滞納処分の執行を停止する一方、悪質な滞納者に対しましては、速やかに滞納処分に着手しております。

滞納処分の執行に当たりましては、今後とも滞納者の実情把握に努め、納税困難な方の置かれた状況等に十分配慮し、納税者に寄り添った対応をまいります。

**○前屋敷恵美議員** 私は、留守宅に侵入するなどという強引な差押えはすべきではないというふうに思います。少なくとも、本人立会いの下に行うべきです。滞納徴収に当たっての改善を強く求めて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 次は、山内佳菜子議員。

**○山内佳菜子議員〔登壇〕**（拍手） こんにちは。県民連合宮崎、立憲民主党の山内佳菜子で

す。先日行われた県議補選で、県議会議員として働くことへお許しをいただきました。誠にありがとうございました。

今回の質問は、19年の新聞記者生活を経て、私が県議選に立候補することを表明した、僅か2か月の間に皆様からいただいた多くの声の中から、ほんの一部を基に構成しております。公的な情報や支援が届かない人々を我が身を削って支えてくださっている民間団体の方々、誰に対しても優しい社会を目指して活動を続ける車椅子ユーザーの方やLGBTの方、使命感に燃えているからこそ自身の職域に限界を感じている行政職員の方々、立場上、声を上げづらい中で、SNSを通じて御意見を寄せてくださるの方々。SDGsの原則であり、私が選挙戦でも掲げた「誰一人取り残さない宮崎」とは、多様性に富んだ、今宮崎で生きるお一人お一人の声にしっかりと耳を傾け、届ける。そういう小さな積み重ねで実現できるものだと思っています。

その背景や思いをお酌み取りいただき、知事、関係部局長の皆様には、県民の皆様が希望を見いだせる御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねします。本県の歴代知事の約140年の歴史を振り返ります。官選時代を含めると、2011年から就任した河野知事は、53～55代目に当たります。

財政が厳しい中で県営鉄道を建設した有吉忠一知事、農業県としての地位を確立した黒木博知事、6期目を務めた知事では全国最高齢だった松形祐堯知事、全国の注目を集めた東国原英夫知事も記憶に新しいところです。

そこで、知事にお伺いします。本県の歴代知事の中で尊敬する人物についてお伺いいたしま

す。

2問目に、知事がこれまで果たしてきた役割と功績、今後知事に求められるリーダー像について伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、ほかの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、歴代知事のうち、尊敬する人物という御質問についてであります。ただいま御指摘がありました有吉忠一知事は、県営鉄道の建設をはじめ、西都原古墳群における日本初の学術的発掘調査など、数々の業績を上げられており、その御功績は、官選知事の中においても顕著なものがあると認識しております。

昭和22年以降の公選知事では、私を含めて8名の知事がいるわけですが、歴代の官選知事、またこうした公選知事も含めて、歴代の知事におかれましては、その時々々の県政が直面する課題に対し、それぞれの政治理念に基づき、持ち味を生かしながら県政の発展に尽くしてこられたわけでありまして、ここに至るまでの宮崎県の発展を築かれたその御功績に対し、敬意の念を抱き、それぞれ学ぶべきところがあると、そのように考えているところであります。

その中でも、私にとりまして、その業績を意識する機会の多い知事としましては、私と同じ国家公務員の出身である松形祐堯知事です。松形知事におかれましては、その専門的知見を踏まえ、また本県の特徴を生かして、宮崎日南海岸リゾート構想や、フォレストピア宮崎構想の推進、新ひむかづくり運動の展開、国土保全奨励制度の提唱など、常に将来を見据えた施策を展開されたほか、九州沖縄サミット外相

会合の開催、さらには県立看護大学の設置、宮崎国際音楽祭、若山牧水賞の創設など、本県の教育、文化振興にも大きく貢献をされております。

特にフォレストピア宮崎構想につきましては、その取組が高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産の登録にもつながったわけでありまして、その感謝の思いも抱きつつ、私も松形知事のお墓参りをいたしまして、登録の報告をさせていただいた、そのことを思い出しているところであります。

私としましては、こうした歴代知事の業績を引き継ぎつつ、さらに県政を前進させ、よりよき宮崎県を築いて、将来世代に引き継いでまいりたいとの思いを強くしております。

次に、私の役割と実績、今後求められるリーダー像についてであります。

私はこれまで、総務省や自治体での勤務経験を生かし、また国とのパイプも生かしながら、対話と協働の政治姿勢で、国、県、市町村や各種団体が連携して取り組むことが極めて重要であると考え、新型コロナ対策をはじめ、オール宮崎で力を合わせる体制を築き、口蹄疫からの再生・復興やフードビジネスをはじめとする産業振興、農畜水産物の輸出拡大、高速道路網の整備、防災庁舎や県立宮崎病院の建設など、新たな成長に向けた取組を進めてきたところであります。

このコロナ禍におきまして、県民の命や暮らしを守るため、約2年間にわたって取り組み、今、第5波の鎮静化に至っているところでありますが、引き続きコロナ禍との闘い、大変厳しい状況に置かれております。今後、県政を担うリーダーには、コロナ禍の一刻も早い克服と経済の回復、そして、本格的な人口減少社会に

あって、本県のさらなる発展に向けた明確なビジョンと行動力が求められているものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

県政最長6期の松形知事を尊敬されているとのことをお伺いしました。今後、知事が何期重責を担われるのかを注目していきたいと思っております。

どのようなリーダー像が求められるのか。私は約5年前、県内の生活困窮者支援の取材で行き詰まり、福岡県北九州市で活動を続けている支援団体の代表の方に電話取材をさせていただいたことがありました。「抱樸」という団体の理事長を務める奥田知志さんです。難しい漢字ですが、「抱く」という漢字に、僕、私の僕のにんべんがきへんの樸、原木という意味です。

「抱樸」とは、山から切り出された原木をそのまま抱き留めることです。「大切なのは、変化、成長、自立、問題解決以上に受け入れることではないか。原木にはとげやささくれもあり、それを抱けば傷つくこともある。それでも、血を流してでも、自分を引き受けてくれる存在がなければ、私たちは自分の危機にも可能性にも気づくことさえできない」という考えに立つものです。その上で、「ひとりにしない、断らない、解決できなくてもつながり続けること」を貫かれています。

個人は自己責任論で責められ、家族にも本来の力以上の大きな役割が押しつけられる。金や物をつくり出す生産性や効率性が求められる風潮の中、孤立、自殺、貧困は常態化しています。新聞記者として、その厳しさ、どうしようもなさにもがくさなかに、「社会にはまだ、これほど温かく、深く、包容する考え方、力があったのか」と、救われた気持ちになりました。

た。

口蹄疫、新燃岳の噴火、東日本大震災、そしてコロナと、宮崎で暮らす私たちにとって、この10年は悪い意味で想像を超え、生活や価値観を大きく変えた出来事の連続でした。そして今なお、多くの県民が癒えない傷を抱え、戸惑いながら生きています。その間、知事という重責を担った河野知事御自身もまた、人知れず、拭いきれないほどの血を流されているのかもしれませんが。

知事がお考えの、今後求められるリーダー像も伺うことができました。どうかそのリーダー像に、県民をありのまま受け止め、つながり、支え続けるというまなざしを添えていただきたいと願います。

次の質問に移ります。生活困窮者支援についてお伺いします。

コロナ禍でますます県民の皆様の生活が苦しくなる中、国は補正予算を組み、無利子の生活福祉資金のコロナ特例貸付けの延長を続けています。

そこで、福祉保健部長にお伺いします。直近の貸付状況と今議会で提出された補正予算の内容を御説明ください。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県内の生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年11月19日時点で、約1万9,000件、85億7,000万円余の貸付決定が行われており、月ごとの決定額につきましては、ピーク時には約9億円となりましたが、最近では、変動はあるものの、4億円程度で推移しております。

また、今議会をお願いしております生活福祉資金貸付金の補正予算につきましては、申請期限が8月末から11月末まで延長されたことに伴う必要な貸付原資を計上させていただいており

ます。

なお、先日、国が発表した新たな経済対策におきましては、当該貸付の申請期限が令和4年3月末まで、さらに延長されましたので、今後の状況を勘案しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。

貸付決定額はピーク時の半分になっていることですが、県内の支援団体からは、「生活が苦しい方々は、目の前の仕事や生活、子育てなどに追われて、制度自体を知らない。必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。

県では、そのような状況を把握していらっしゃいますでしょうか。そのような方々へどのように周知を行っていくのでしょうか。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 特例貸付けにつきましては、これまでに各種支援制度をまとめたリーフレットを活用いたしまして、県や国の関係機関に加え、福祉だけではなく、商工関係団体等の相談窓口において周知を図るとともに、ホームページ等においても必要な情報提供を行っているところであります。

特例貸付けは、創設から1年半以上が経過し、おおむね周知が図られているものと考えておりますが、情報に接する機会が少なく、特例貸付けを御存じない方もおられますので、引き続き、フードバンクの運営などを行う民間団体等とも一層の連携を図りながら、制度の周知に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 支援団体の皆さんと連携して、諦めず、あらゆる方策を模索していただきたいと思えます。

次に、最低限の生活を送ることは、憲法で保障されている権利であるにもかかわらず、「生

活福祉資金も借金。心苦しいし返済も厳しい」

「かといって生活保護を受け取るのも申し訳ない。恥ずかしい」と、公的支援を受けない、または受けられない中、歯を食いしばって1日1日を過ごしておられる方々もいらっしゃいます。公的な目や手が届かない方々を、民間団体がフードバンクや子ども食堂、戸別訪問などで物心両面から支えているのが現状です。利用が増え、その必要性は増す中で、団体としての運営は非常に厳しく、我が身を削って県民を支えている団体もいます。

県内で困窮者支援を行っている民間団体について、県はどれくらい把握しているのでしょうか。また、これらの民間団体とどう連携を図り、どのような支援を行っているのかをお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では毎年度、市町村を通じまして民間団体の調査を実施しており、今年度は、県内で延べ124団体がフードバンクやこども宅食などの支援活動を行っており、団体数は年々増加しているところであります。

民間団体は、支援を必要とする方と行政とをつなぐ重要な役割を果たしており、要保護児童の見守りなどの事業や、要支援者を行政の相談窓口へ案内するなどの取組を行っていただいております。

加えて県では、子供の貧困対策に取り組む人材育成事業を実施するとともに、子ども食堂を運営する団体などに対しまして、コロナ対策に必要な資材の購入補助などの支援を行っているところであります。

**○山内佳菜子議員** 年々増加しているとのことです。公的支援が届かない部分をまさに最後のとりでとして支えてくださっている民間団体と

の連携、支援は必要です。強く要望したいと思っています。

御紹介いただいた県の購入補助事業についても、民間団体の意見を聞かれて100件分を確保されたそうですが、現時点の申請は4件にとどまっています。宮崎市と小林市の事業と重複したのがあり、「上限5万円では低額過ぎて使いづらい」という声も聞こえます。

延岡市を中心に、県北でフードバンクや居場所支援などに取り組む「子どもネットワークのべおか」の堀之内健吾代表は、「県の子どもの貧困対策協議会など市町村でも様々な協議会はあるが、年1回の開催では具体的な取組につなげることが難しい。私たち県北など、宮崎市以外の地域の声が県庁に届いていないのではと不安を感じることもある。県全体を把握し、具体的な取組について協議し、実行できる組織が必要」との危機感も抱かれています。

支援の第一線で活動されている皆さんの声を受け止め、実効性のある組織、事業づくりに取り組んでいただくことを求めたいと思います。

次に、「民間団体での活動にも限界がある。国や市町村長と連携して学校給食を無償化してはどうか」という提言もいただきました。

今回は特に、市町村立小学校での学校給食費の支援状況を、教育長にお尋ねします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校給食費につきましては、学校給食法におきまして、「保護者の負担とする」と規定されております。しかしながら、自治体によっては独自の対応を行っている市町村もございます。

県教育委員会が令和3年10月1日現在で実施しました調査によりますと、5つの町村で全額補助、6つの市町村で一部補助を行っているところがあります。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。

伺ったところ、全額補助を行っているのが、新富町、木城町、都農町、美郷町、諸塚村の5町村、一部補助が小林市、国富町、綾町、高原町、日之影町、西米良村の6市町村、費用の問題で小規模自治体が先行しているようです。

保護者によるネグレクトや貧困の中で、学校給食が命綱になっている子供もいるという話も聞きます。住んでいる場所に関係なく、ひとしく手を差し伸べていただけるよう、国や市町村と検討をお願いしたいと思います。

質問が変わります。介護士などの処遇改善についてお伺いします。

政府は新たな経済対策として、介護職や保育士、看護師などの賃金を引き上げる方針を固めました。子供や障がい者、お年寄りなどの命を預かっていただく大切なお仕事をされているにもかかわらず、給与が低く、厳しい処遇の皆さんに必要な措置だと評価しています。

今回は、その中でも介護職に絞って、福祉保健部長にお尋ねします。本県の介護職員の給与の現状と、処遇改善加算等が職員の給与に反映されているか、教えてください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県の介護職員の給与は、国の調査によりますと、直近の令和2年で月額21万1,900円と、全産業平均と比較すると5万円余り低くなっておりませんが、5年前の平成27年の19万4,800円と比較して、約1万7,000円の増となっております。

処遇改善加算等は、労働環境の改善等に取り組んだ介護事業所に対し、一定額が介護報酬に上乗せされるもので、上乗せ分は全て介護職員等に給与として配分されます。

県では、当該加算が給与に反映されていることを、介護事業所から提出される実績報告書及

び実地指導において確認しているところであり  
ます。今後とも、本制度の適正な運用につい  
て、介護事業所へ指導・助言を行ってまいり  
ます。

**○山内佳菜子議員** 5年前と比べて、1万7,000  
円増えたとのことですが、お示しいただいた国  
の調査には加算対象以外の職員も含まれ、前年  
度からは調査対象も変わっているとのこと、  
実態を正確につかむのは難しい状況です。

そのような中、県内の介護施設で勤めてい  
らっしゃった方から、加算分が手元に届かない  
という切実な声が届いているので、読み上げま  
す。

「新聞の見出しに翻弄されて期待するたび  
に、絵に描いた餅状態で変わらぬ処遇に、日々  
自身の将来を考える。処遇改善加算は、全額を  
職員に割り当てるルールとなっているが、経営  
者の判断で、これまで経営母体から出していた  
職員給与や賞与額を引き下げて調整することさ  
えできてしまう。毎年の社会保険料アップや物  
価上昇を考えれば、実質減収。全職員の年収  
ベースを確認すべき。昇給や賞与は規定として  
あっても実施されず、それを監査で指摘される  
ことは一度もない」とのことです。「理不尽と  
感じながらも、長く働き続ける、多く配分され  
るには経営者に逆らえない」と、声を上げられ  
ない方々もいます。提出書類、データだけでは  
つかめない実態にもしっかりと目を光らせてい  
ただきたいと思います。

反対に、事業所側の悩みもあります。「処遇  
改善加算を受けるには申請が必要だが、複雑か  
つ条件も曖昧。本当に必要な零細・中小事業所  
ほど申請が難しく、届いていない。手続の簡素  
化や支援を進めてほしい」という声も聞こえま  
す。

県内の介護事業所における処遇改善加算等の  
取得状況と、取得に向けた県の支援策について  
教えてください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 本県の処遇  
改善加算等の対象事業所数は、令和3年11月1  
日現在で、2,105事業所となっており、このう  
ち1,907事業所、90.6%が処遇改善加算を取得し  
ております。また、経験・技能のある介護職員  
に対し、他産業と遜色ない賃金水準を実現する  
ことを目的に、令和元年10月に創設されました  
特定処遇改善加算は、1,157事業所、55.0%が加  
算を取得しております。

しかしながら、全国の取得率は、令和元年度  
ですけれども、処遇改善加算が93.5%、特定処  
遇改善加算が63.3%となっておりまして、県で  
は、処遇改善加算等の活用をさらに促進するた  
め、研修会の開催のほか、労務管理に精通した  
専門家を介護事業所に派遣し、加算の取得に向  
けた個別の助言・指導を行っているところであ  
ります。

今後とも、介護事業所への支援を通じて、介  
護職員のさらなる処遇改善に取り組んでまいり  
ます。

**○山内佳菜子議員** それぞれ90%、50%台にと  
どまっている現状をお伺いしました。

申請が100%になるよう、丁寧なフォローや呼  
びかけを続けていただきたいと思います。「介  
護職については、自身の介護体験などを基に給  
与が低いことも、割に合わないことも承知で入  
職されてくる方が多い。皆さんの高い志に頼る  
時代を終わらせ、その仕事内容に見合った手当  
を手元に届けるべきだ。事業所や社会福祉法人  
の運営が適切になされていなければ、公金が吸  
い込まれるだけ。加算の財源についても、介護  
保険料の増加や利用者負担を増やす結果になる

のではと複雑。やはり根本的な改善が必要」と、その方はおっしゃっています。

制度をつくるのは国です。しかし、この問題と直面している方々の声を聞くことができるのは、県です。現場だからこそ見える課題やアイデアを、国に届ける役割に期待しています。

次に、DV被害者支援についてお尋ねします。

10月、高千穂町で殺人事件が起きました。報道によると、事件を起こしたと見られる男性は自殺、その妻からはDV被害の相談があり、妻の実家である高千穂まで追いかけて、その親族の命を奪うという、胸が締めつけられる内容でした。DVは命を奪うことにもつながる。その重大性を改めて感じたところです。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。女性相談所の相談体制について、またDV相談件数や一時保護件数等の現状を教えてください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 女性相談所は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を担っており、DV被害者の相談対応や、一時保護による安全確保、自立のために必要な生活指導等を行っております。

職員体制につきましては、社会福祉主事や保育士、看護師等の資格を持ち、警察や児童相談所、児童養護施設等での勤務経験のある相談員6名を配置して、夜間・休日を含めた相談対応を行っているところであります。

DV相談件数につきましては、令和2年度が515件と、前年度の572件に比べ57件、10%の減少となっております。また、DV被害者等の一時保護者数は、令和2年度が28人と、前年度の53人に比べ25人、47.2%の減少となっております。

り、過去の推移としては、どちらも増減を繰り返している状況であります。

**○山内佳菜子議員** 増減を繰り返しているというのですが、コロナ禍で家庭にいる時間が長くなり、生活が苦しくなる中で、パートナー間のDVは増える傾向になると言われています。

ハローワークで募集していたので相談員になったという方のお話を伺いました。10日間ほどは別の職員と2人態勢で相談を受けていたものの、それ以降は1人で対応を任せられ、自分が本当に被害者に対応できるのかと不安になり、辞職されたそうです。

被害者支援は窓口対応が命です。パートナーの暴力から必死の思いで逃れ、相談したにもかかわらず、「すぐに別の機関に行くように促された」などの声も聞かれます。

また、一時保護については、身の安全の確保が第一優先とする方針の下、スマホを預かって外部との連絡を遮断し、外出制限するなどのルールが、特に若い方の利用を敬遠させる一因になっているようです。人権への配慮という観点からも、状況に応じてルールを緩和できないかとの声もあります。

女性相談所の一時保護による支援に結びつけるため、入所中のルールの緩和や相談員の資質向上が必要と考えますが、県のお考えをお示してください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 女性相談所一時保護所につきましては、法に基づき、DV被害者の身を守るための保護を行う施設でありますことから、安全確保を最優先に取り組んでおり、外出や携帯電話等の通信機器の利用につきましては、加害者による居場所の特定を避けるため、一律に制限をしております。

一方、被害女性の自立に向けた求職活動など

で携帯電話等が必要になる場合もあるといった観点がございますので、現在国において、安全確保に留意した保護中の通信機器等の取扱いについて検討がなされており、このような動きを注視してまいりたいと考えております。

また、相談員の資質向上は大変重要でありますので、県外における専門研修への派遣や、県内の関係機関職員との合同研修などに取り組んでおりまして、引き続き、その充実に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** ちゅうちょなく利用しようと思える女性相談所になることを求めます。

次に、警察本部長にお尋ねします。高千穂の事件の際、DV被害女性は県警にも相談していたと聞いています。県警における配偶者からの暴力事件への一般的な対応について教えてください。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 配偶者からの暴力事案への対応について、警察におきましては、相談者等の安全確保を最優先として対応しております。

具体的には、相談者から事情聴取するとともに、必要に応じ、相手方からも事情聴取するなどして、事案内容を把握します。また、相談者に警察が取り得る措置を説明した上で、相談者の意向を確認し、その意向を踏まえつつ、被害申告を受けて事件化を図る、保護命令申立ての支援を行う、相手方に対する口頭注意を実施する、相談者の避難措置等の保護対策を図るなどの措置を実施しています。

警察といたしましては、今後とも、相談者等の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 本人の意向を尊重すること、そのことによる難しさもあるということを

伺っています。今後も引き続き、慎重な対応をお願いします。

県内で20年以上DV被害者支援を続ける「ハートスペースM」という民間団体があります。DV被害の当事者であり、支援活動に取り組んでいる女性は、「私は、パートナーから逃げて20年たった今も離婚できていない。もし専門的なスキルがある相談員が対応してくれていたら、身の安全を確保しながら、迅速に離婚できていたかもしれない。命の危険にさらされ、パートナーにいつ見つかるかも分からない中で、必死の思いで相談に来る。そこでは、冷静に説明を聞き、様々な判断を下すような精神状態ではない。安心できる環境で、将来にわたっての生活をイメージできるような相談窓口での説明、本人の仕事や住居の確保、子供のことまでを含めて複合的に支援できる体制づくりこそ必要」と、必死に活動を続けておられます。

ただ、この団体についても、DV防止法で民間団体へ支援を行うこととされているものの、公的支援として宮崎市から届く50万円は、一時保護を行うシェルターの家賃代の一部と電話相談の電話代などに消え、県からは1円も頂いていないと伺っていますし、1人で数百万円手出ししているスタッフもいます。そのような厳しい中でも、市町村から受け入れてもらえないかと相談を寄せられ、これまでに延べ100組の母子を保護し、安心な生活へと送り出したとのこと。

理想はワンストップ窓口です。ここに来れば安心して相談できるという窓口があり、心に寄り添う担当職員が、将来を見据えて必要な支援を判断して、県警、市町村、民間団体を呼び出して対応するという状態ではないでしょうか。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。DV

被害者への支援を充実させるには、関係機関等との連携強化が必要ですが、関係機関との連携の在り方をどう認識されていますか。それぞれの機関・団体が継続的にうまく機能するための県の取組をお示しください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** DV被害者が安心して社会生活を営む上で必要な支援を図るためには、女性相談所をはじめ、男女共同参画センターや警察、市町村、民間団体等の支援者が、それぞれの立場や役割を認識し、支援を行う各段階で連携・協力していくことが大変重要であります。

このため県では、地区別にネットワーク会議等を開催いたしまして、各構成機関が抱える課題や対応状況等について意見交換を行うなど、支援者相互に顔の見える関係づくりを進めているところであります。

今後とも、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を実施するなど、関係機関の連携をより一層推進し、被害者の状況に応じた適切な支援につなげていけるよう、取り組んでいきたいと考えております。

**○山内佳菜子議員** 先ほども触れたんですけれども、県からは全く財政支援もないというふうになっていて、どうか、もはや必要な存在となっている民間団体が将来にわたって継続して活動できるよう、財政措置も含めた手当を求めたいと思います。

また、DV被害対応にかかわらず、相談窓口の最前線に立つ方には会計年度任用職員などの方も多く、専門知識や経験の蓄積のためにも安定した身分保障が必要ということは、常々言われています。それぞれの能力が遺憾なく発揮できる身分の在り方、環境づくりにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、投票の機会の確保についてお尋ねします。

私も立候補した14日投開票の県議補選の投票率は、戦後最低の18.34%。それまでワーストだった2018年県知事選の33.90%をさらに下回る結果となりました。民主主義の危機として重く受け止めています。

「投票したいと思える政治家がない」「私の1票で変わらない」という皆さんの政治に対する怒り、失望や諦めもあるのではと分析しています。まずは、私自身が「どんなに忙しくてもあなたのためなら投票所に行って私の1票を託す」と信頼していただけるような政治家になるよう、精いっぱい努力してまいりたいと思います。

一方で、コロナ禍で入院中や施設に入所中の方の外出制限が厳しく、投票所に行くことができないという話もあります。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

施設入所者などコロナ禍で投票したくてもできない人がいたと聞いていますが、委員長の所感をお伺いします。また、コロナ禍における投票機会確保の取組についても教えてください。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 選挙権は、憲法で定められた民主主義の根幹となる重要な権利であり、選挙の投票は不要不急の外出には当たらないこととされているなど、コロナ禍におきましても、選挙権の行使は保障されるべきものでありますので、施設側へも御配慮をお願いしたいと考えております。

そうした中、不在者投票のできる施設として県選管が指定した病院や介護施設等に対しましては、改めて手引を送付するとともに、入所者50人以上の未指定施設に対しまして、文書により、制度の周知及び申請の呼びかけを行って

おります。その他、コロナ患者向けの特例郵便等投票につきましても、保健所や宿泊療養施設に対しまして協力を依頼するとともに、県ホームページにて県民向けの周知を行ったところであります。

県選挙管理委員会といたしましては、市町村をはじめ、関係機関と連携し、今後執行される選挙におきましても、県民の投票機会が確保されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○山内佳菜子議員** 不在者投票については、登録が増えてほしい反面、コロナ対応で多忙を極める施設に、さらに負担を増やすことも酷だという思いもあります。施設への負担軽減も図るなど、特例緩和を含めて、議員側からもしっかりと働きかけていきたいと思っております。

次に、投票所に足を運ぶのが困難な人への移動支援等の状況についてお伺いします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 投票所等への移動支援につきましては、都城市、西都市、三股町、国富町におきまして、コミュニティーバスやタクシーの無料化などにより取り組まれているところです。

また、都城市におきましては、ワゴン車を活用した移動式期日前投票所を山間部の一部地域で開設する取組を行っております。

これらの移動支援等に要した経費は、国政選挙の場合は国の、県の選挙の場合は県の選挙執行に係る交付金の対象とされております。

移動式期日前投票所も含めた移動支援につきましては、選挙人の投票機会の確保に有効であると考えておりますことから、県選挙管理委員会といたしましては、市町村向けの説明会や研修等におきまして、先進事例を紹介しながら、導入に向けた検討を促しているところであります。

す。

**○山内佳菜子議員** 市町村へそのような取組が広がるよう、さらに県も一緒に考えて取り組んでいただきたいと思います。

次に、「期日前投票で、なぜ投票日に投票しない理由を選ばないといけないのか」「インターネット投票を導入してほしい」「投票用紙に候補者名を書くのではなく、事前に候補者名が書かれている用紙に丸をつけるようにすれば、文字を書くことが難しい方にも対応できる」といった声もあります。

県選管の認識をお伺いします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 期日前投票につきましては、選挙当日に、事情により投票できないと見込まれる選挙人が、その理由を申し立てる宣誓書を提出して投票できる制度として、法令で定められているものでありまして、期日前投票の在り方につきましては、国会等での議論が必要になるものと考えております。

次に、地方選挙において制度化されている、いわゆる記号式投票につきましては、県内でも一部の市町村長の選挙で実施されておりますが、立候補届出後に記号式投票用紙の印刷を行うこととなり、期日前投票用の記名式投票用紙との2種類を用意する必要がありますことから、管理執行上の問題につながる懸念も含め、県内全域で実施するには課題があるものと考えております。

また、インターネット投票につきましては、本人確認の確実な実施、システムのセキュリティー対策等の課題がある中、国におきまして、国外在住の方のための投票を想定した実証実験が行われるなど、引き続き慎重な検討がなされているところであります。国の動きを注視しているところでございます。

**○山内佳菜子議員** 時代の変化やニーズに応じた投票しやすい環境づくりも、ぜひ国や市町村と連携して進めていただきたいと思います。

次に、鳥インフルエンザについてお尋ねします。

県内の養鶏農家さんから、「消毒用の石灰を、感染拡大後ではなく、予防するためにもっと早い段階から配付してほしい」という切実な声も届いています。

そこで、農政水産部長に伺います。

昨シーズンの鳥インフルエンザの発生は多かったと伺っていますが、そこから見えた農場防疫における課題に対し、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県の発生農場での疫学調査の結果、水辺近辺での発生が多いことに加え、鶏舎出入口における作業者の手指消毒等が不十分であったことや、防鳥ネットの不備、鶏舎の壁や天井に隙間があったこと等が確認されました。

このため、全ての農場で着替えや長靴の履き替え、手指消毒等の具体的な手順を定めた農場ごとの飼養管理マニュアルを生産者自らが作成し、防疫対策の重要性を理解した上で対策を確実に実施するよう、関係団体と連携して指導しております。

さらに、リスクの高い水辺周辺の農場や、過去に発生があった農場等に対する追加指導を行う中、県内でも野鳥のふん便からウイルスが検出されましたことから、昨日、家畜伝染病予防法に基づく消毒等の命令を出し、対策の一層の強化を図っているところです。

今後とも、防疫対策に関係機関・団体と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 今後も、農家の方への丁寧

なフォローをお願いしたいと思います。

鳥インフルエンザ対策の現場では、獣医師資格を持つ職員が重要な役割を担うと聞いています。県職員として獣医師を確保する取組をお示しくください。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 県職員獣医師の確保につきましては、これまで、獣医系大学での出張講義の実施や、インターンシップ受入れ、修学資金給付など、大学生向けの取組に加え、県内高校生に対するガイダンスの開催や、UIJターンをターゲットとした専門誌への求人広告掲載などに取り組んできた結果、一定の成果は得られたところです。

一方では、近年、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病の進入リスクの高まりなどから、県職員獣医師が担う役割は、ますます重要になっております。

このため、今後の獣医師確保を含めた本県獣医療の方向性を示す県獣医療計画を改定するとともに、関係部局と連携し、農政水産部ホームページひなたMAFiNを活用し、本県の魅力も発信しながら、獣医師の確保にしっかりと取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 改定前の計画では、2021年度時点では68人程度を目指すと言われていたようですが、実際は60人程度にとどまっています。現在改定中の計画にも、引き続き数値目標を盛り込んで、県の獣医師確保に向けた強い意志を県内外に発信し、関係者の士気向上にもつなげていただきたいと思います。

次に、PCR検査についてお尋ねします。

オミクロン株の感染拡大が続いており、その中で私に届いている声でも、基礎疾患を持つ方から、「県内で感染者ゼロの状態が続いているが、逆に不安。ワクチン接種で無症状化するこ

とで、ウイルスを持っている人が分かりにくい状態になっている」という声もあります。PCR検査の拡充を求めるとい声です。

そこで、総合政策部長にお伺いします。県が独自に実施している一般向けのPCR検査支援について、これまでの実績を教えてください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では、水際対策を強化し、感染拡大と県内経済への影響を抑えるため、県境往来者向けの検査支援と、一般県民向けの来店型の検査センターの設置、運営に取り組んでいるところであります。

それぞれの実績であります。県境往来者向けにつきましては、7月1日に事業を開始し、11月21日までに3万1,858件の検査について支援をしております。

また、来店型の検査センターにつきましては、9月28日から県内5か所に順次開設し、同じく11月21日までに4,764件の検査を実施しております。

**○山内佳菜子議員** 来店型のPCR検査については、当初の県の想定より利用が少ないと伺っています。また、ネットでしか予約できないというふうにも伺っていますが、ネットが使えない県民にも利用できるようなならないのでしょうか。お伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 来店型の検査センターにつきましては、全国で検査事業を展開している「株式会社木下グループ」に委託しております。同グループのシステムによって運営されているところであります。

検査センターの設置に当たりまして、本県独自の電話予約体制等についても検討をしたところでもありますけれども、システムに関する技術的な課題に加え、準備に相当な期間と費用が必要だということであり、現在では、木下グルー

プのネット予約システムという方法によっているところであります。

なお、ネットが利用できない方々もいらっしゃると思いますので、そういった方々につきましては、御家族の皆様へ代理で予約していただく方法などを御案内し、より多くの県民の皆様へ利用していただけるよう努めているところであります。

**○山内佳菜子議員** 家族や身寄りがない方もいらっしゃると思います。ぜひ、ネットを使えない方への配慮を考えていただきたいと思ます。

また、オミクロン株や第6波の動向、県民の不安も受け止め、国の制度も活用しながら、引き続き、PCR検査を受けやすい環境づくりに努めていただきたいと思ます。

次に、ヤングケアラーについて、福祉保健部長にお尋ねします。

ヤングケアラーの実態把握について、県としてどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題であるため、まずはしっかりと実態を把握することが重要であると考えております。

また、今年5月に取りまとめられた国の報告書におきましては、子供自身がヤングケアラーであるということに気づくためにも、子供に対し、直接アンケートを行う実態調査が有効であるとされております。

昨年度、国による全国規模の抽出調査が実施されておりますので、県としましては、この調査も参考に、教育委員会等の関係部局などと連携を図りながら、実態調査について必要な検討

を進めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 県、市町村、学校、地域包括支援センターなどの関係機関に加えて、子ども食堂や生活困窮者支援などに取り組んでいる民間団体、あるいは個人で情報をつかんでいるケースも考えられます。立場を超えて情報を集約し、支援につなげられる体制づくりを求めたいと思います。

最後に、成年年齢が18歳に引下げになることについてお尋ねします。

来年4月から、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。県内の高校でも、家庭科などの授業を通して、その周知や教育が図られているところです。

そこで、教育長にお尋ねします。成年年齢が引き下げられることによる課題と対策を聞かせてください。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 改正民法が施行される来年4月1日以降は、18歳の誕生日を迎えますと、順次成年に達することとなり、生徒は保護者の同意なく契約等を交わすことが可能になります。これに伴い、学校におきましては、退学や転学等、在学中の手續に係る取扱いについて、生徒や保護者の十分な理解が求められます。

県教育委員会では、在学中の手續に係る取扱いについて、令和元年12月に文部科学省から出された通知を全ての県立学校に周知し、それに基づき学校では、毎年度新生を対象とした説明会で、保護者を含め説明をしているところであります。

今後、各学校に対して再度通知を行い、改めて、来年4月以降に成年となる生徒やその保護者を対象に説明や周知を行うよう、指導してまいります。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。

基本的には国の考え方に沿って進められると伺っています。来年4月以降に何らかの事態が起きるかもしれません。引下げとなるまでの間に、生徒はもちろん保護者や生徒と接する先生方の不安の声なども確認し、御検討と対策をお願いしたいと思います。

これで、9項目21問の質問を終わります。御回答いただき、ありがとうございました。まだまだ聞き足りない点、もっと踏み込んだ回答をいただきたい部分もありましたが、傍聴席、インターネットから聞いていただいた皆さん、ぜひ、今回のやり取りを聞かれての感想や御意見を伺わせていただきたいと思います。皆さんの声を届け、執行部にお伝えし、また皆さんの意向を確認する。その繰り返しを大切にしていきたいと考えています。

今後とも、知事、執行部、県民、議員の立場を超えて、課題やアイデアを共有し、「誰一人取り残さない宮崎」に向けて歩んでまいりたい。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○中野一則議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

**○坂口博美議員〔登壇〕** (拍手) 一般質問を行います。

江戸末期の攘夷派の僧・月性は、周防の国、

今の山口県柳井市の出身で、吉田松陰、久坂玄瑞とも親交がありました。

そして、その月性が開いた私塾「清狂草堂」は、西の松下村塾、東の清狂草堂と並び称され、多くの門人を輩出しております。月性と親交があったと先ほど申し上げました久坂玄瑞は、坂本龍馬に土佐藩からの脱藩を決心させ、攘夷派の志士として活動させたり、海援隊結成へと導いたことなどでつとに有名であります。その久坂玄瑞も門下生の一人であります。

このように、月性は、攘夷論を強く唱えた僧であり、長州藩の藩論を攘夷へと向かわせたり、あるときは紀州藩にまで赴き、海防の重要性を説くなど、外敵の来襲を憂い、国防の急を叫んでいたことから、世間では月性のことを海防僧とも呼んでいたやに聞きます。

そしてまた、彼は著名な詩人でもあり、国を守る意志を優先させ、年老いた母をふるさとに残し行く不孝の念を乗り越えて、東方に向かうときに書いた、いわゆる「将に東遊せんとして壁に題す」は、その代表的な作であろうかと存じます。

「男児志を立てて郷関を出ず。学若し成る無くんばまた還らず。骨を埋むるに豈ただ墳墓の地のみならんや。人間到るところ青山あり」

今の言葉で言うと、志を抱いてふるさとを出たからには、道半ばでふるさとに戻るようなことは死んでもやらないとの強い決意を持って全力を尽くす。ふるさとの墓に戻らずとも、世間には骨を埋むる場所はどこにでもあるといったようなところでありましょうか。

ところで、知事は平成26年9月議会で、今は小林市長であります宮原さんの質問に対し、「宮崎に骨を埋める覚悟で仕事をする」と答弁されております。

月性の「壁に題す」は、志を完遂して初めて生まれ故郷に帰れるという意味だと思いたすが、知事発言の「宮崎に骨を埋める」の真の意味は、「知事として果たすべき責任が道半ばとなり、ふるさとには帰れぬやもしれない」の意味ではなくて、「なすべき全てをなしてもなお、私の骨は宮崎に埋める覚悟だ」の意味であると理解しておりますが、その解釈でよろしいのか確認をし、先日来の4期目出馬に係る経済団体の動きなどを踏まえての次期知事選出馬についてはどうなさるおつもりか伺い、壇上からの質問といたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、私が以前、宮崎に骨を埋めると答弁いたしましたのは、議員が指摘されたように、知事としてなすべきことを全て成し遂げた後も、宮崎で人生を全うしたいという思いであります。

私は、知事3期目の半ばとなりますこの2年間、パンデミックをもたらした新型コロナウイルス感染症への対応に、全身全霊で取り組んでまいりました。未知の感染症に対する県民の皆様の不安、将来の暮らしへの不安、医療や感染症対策に従事する方々の多大な負担や御苦勞、飲食業や観光、宿泊、交通をはじめとする事業者の方々の苦悩など、様々な立場の皆様の声に向き合う中で、県民の命や健康、暮らしを守るため、日々何を優先すべきかを考え、最善を尽くすべく努力し続けた2年でありました。

そして、県内外の感染状況を見極め、専門家の知見を参考にしつつ、感染症対策の原則は、早く、強く、短く対策を講じることでありと考え、早期に県独自の緊急事態宣言を発出し、県

民の皆様にしかりと応じていただいたことや、ワクチン接種の効果もあり、かつてない感染爆発に見舞われた第5波も、ようやく鎮静化が図られたところであります。

そのような中、このたび、農林水産業や商工業、医療、建設業関係で構成される経済団体から、次期知事選への出馬を要請いただきました。これまでのコロナ禍への対応や、私の政治姿勢等を評価いただき、コロナ禍の克服と今後の復興に期待を寄せていただいたものと理解しております。

私は知事就任以来、口蹄疫からの再生復興や新たな成長を掲げ、我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、県政が直面する諸課題に全力で取り組んでまいりました。おかげさまで、フードビジネスをはじめとする産業振興や農畜水産物の輸出拡大、高速道路の整備、企業立地の推進、スポーツや文化を生かしたブランド力の向上など、新たな成長につながる成果も出てきており、さらには、防災庁舎や新県立宮崎病院、国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備、宮崎カーフェリーの新船導入など、持続可能な宮崎県の土台づくりも着実に進んでおります。

一方で、出生数の減少や若者の県外流出、中山間地域の振興等の課題については、いまだ道半ばであると考えております。

私としましては、今回の出馬要請を重く、かつ真摯に受け止め、後援会の強い後押しもいただきながら、熟慮を重ねる中で、コロナ禍の克服や人口減少問題への対応、そして安心と希望あふれる未来への道筋をつけることが、今の私に課せられた責務であり、今のこの困難な状況を何とか打開したい、この愛する宮崎をさらによりよく、より発展させたいという強い思いに

至り、4期目を目指し、次期知事選に出馬する決断をしたところであります。

これまで、知事としての実績を積み重ねる中で、昨年、本県知事としては初めて全国知事会の地方税財政常任委員会委員長に、今年、政府税制調査会の特別委員に就任したところであります。まさに、国と地方に関する政策決定の最前線で仕事をさせていただいているところでありまして、国とのパイプをより太いものとし、知事会における存在感や国に対する発言力を強めるとともに、これまで築いてまいりました国内外の要人とのパイプも活用しながら、オール宮崎でのかじ取りに努め、さらに実績を積み重ねてまいりたいと考えております。

次期県政への県民の皆様への御付託をいただくことができましたら、このようにこれまで築いてまいりました県勢発展の礎の上に立って、県民誰もが未来に夢や希望を持って心豊かに暮らすことができる宮崎県を築くため、誠心誠意取り組んでまいる所存であります。以上であります。〔降壇〕

**○坂口博美議員** ぜひ頑張ってくださいと思います。このことは、知事や職員に限りませず、県民、国民全てがそうではありますが、この2年間、緊張感この上なく心労、苦労の極みにあったのは、新型コロナへの対応でありました。

ところで知事は、今もそうでしたが、いろんな場において、早め早めに手を打ったと発言され、そのことがコロナ対策の成功へつながったと思われかねないような発言をされております。しかし、早め早めに手を打ったということは、その裏には、その都度、県民に様々な形での痛みを強いてきた面もあります。これらについては、プラス・マイナス両面から徹底した検

証を行い、結果が県民の利益になる判断を可とすべく、今後に生かすことが大変重要であると信じています。

ところで、本年10月23日の日本経済新聞では、コロナに対する都道府県の取組について、医療、ワクチン、検査の3視点9指標から成るランキングが掲載されておりますが、ここでの総合順位の1位は福井県であり、早期発見・早期治療を掲げた「福井モデル」や「野戦病院」などの取組は、全国から高い評価を得ております。そして2位には、人口ベースでのワクチン接種率が最も高かった山口県、3位が島根県となっております。

また、重症化リスクを極小化するための全員入院の原則を堅持し、感染ピーク時においてすら100%入院を全国で唯一可能にした和歌山県がこれに続いております。

なお、和歌山県は、大都市圏域に隣接しながらも、全国に発令された緊急事態宣言以外には、山口県や島根県と同様に、一度も宣言やまん防の対象とはなっておらず、また独自宣言も一度たりとて発令しておりません。

さて、ここで全国の独自の緊急事態宣言や非常事態宣言の発令状況を見てみますと、累計での最多が岐阜県、三重県の5回、次いで福井県の4回、そしてその次が本県の3回となっており、九州では熊本、鹿児島、長崎の3県が1回だけで、大分、佐賀両県は全く発令されておられません。

3度にわたる発令をされたことにつき、知事はどう総括されているのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** この緊急事態宣言は、県単独で講じることが可能な最後の措置でありまして、県民の皆様には大きな痛みも伴うことか

ら、大変難しい判断であります。本県の地域医療を守り、県民の命と暮らしを守らなければならないという知事としての強い思いの下で、これまで感染急拡大の局面にあつて、3度の発令を決断したところであります。

県民の皆様のご協力により、いずれも宣言発令後に感染が比較的早期に鎮静化しましたことから、感染拡大防止を図る観点からは、宣言の発令は大きな効果があったものと考えております。

一方で、御指摘がありましたように、厳しい行動要請によりまして、県民、そして事業者の皆様には度々大変な御不便をかけるとともに、県内経済に多大な影響を与えたことも事実でありまして、この点につきましては、私自身、知事として誠に心苦しく思い、重く受け止めているところであります。

**○坂口博美議員** これは去年12月29日でありますので、状況は大きく変わってきているとは思いますが、同日付の朝日新聞は自社の調査結果として、コロナ対応で市民から評価されている知事は、大阪府の吉村知事、東京都の小池知事が1位、2位であったとしております。

御案内のように、吉村知事には「コロナ対策には、うがい薬が効果的」との発言がありました。また、小池知事は「ウィズコロナ東京かるた」なるものを作成しました。果たして、その効果たるやいかにありますが、うがい薬有効論は論の外、東京かるたについても「かるたなど作ってくれても密になる、だからかるたじゃ遊べない」と、幼児にすら背負い投げでの返し技、ぎゃふんと1本決められる。それが現実であろうと笑いたくなります。

ところで、今年3月までの月次報告などを基に、慶応義塾大学が、健康影響や市民の協力な

ど10の指標について行ったコロナ対応状況評価ランキングでは、47都道府県で最下位が大阪、46位が東京となっており、朝日新聞の知事の市民評価順位と、このコロナ対応ランキングとは全く逆の結果となっております。

深刻さこの上ない非常時においては、劇場型政治がいかに無力なものであるかを痛感したところでもあります。そのような2人の知事ではありますが、加えて理解できないのが、あれほどの状況であってもなお、独自の宣言を出すに至らなかったことでもあります。

知事がここから何か学ばれたものがあれば、お聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 一般論としまして、人口が集中する都市部におけるコロナ対策は、感染者数の多さや住民の匿名性による感染経路不明の割合の高さ、そして人流抑制の難しさなど、地方とは違った事情があるものと認識をしております。

東京や大阪のような大都市では、その動向が国全体に与える影響も大きいことから、一定程度、国に判断を委ねながら、事前に調整を図り、対策を進められようとしていたのではないかと考えております。

しかしながら、第3波、第4波と同じく、この夏の第5波でも、都市部での感染拡大が全国的な感染者の増加につながっておりますことから、都市部においても、先行してしっかりと強い対策を打ち、感染を早期に抑え込むべきであったと考えております。

**○坂口博美議員** 本当にそのとおりだと思います。申し上げましたように、調査時点と今とは状況の変化もあろうかと存じますが、この今のランキングでは、本県は全国23位となっております。

なお、指標につきましては、健康や経済などのような結果に関するもの、そして対策や市民の協力などの手段に関するものなど、10の指標につき評価したものであり、各指標の平均を50とし、標準偏差を10としての評価となっております。

その結果、最も高かったのは鳥取県の66.1、最も低いのが大阪府の41.5であり、本県は全国平均の50.0となっております。

このことについての御所見を知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 議員御指摘の新型コロナ対応の評価ランキングによりますと、本県の順位は全国中位の23位となっております。その評価をまずは謙虚に受け止めたいと考えております。

最も高かったのが、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部長を務める平井知事の鳥取県でありまして、検査人数や人口当たりの病床数などが多く、高評価につながっているものと認識をしております。

このコロナとの闘いの中で、私は日々全国の感染状況も見極めながら、また様々な自治体における取組というものを参考にしてきたところであります。

今後とも、知事会等の横のネットワークも十分活用し、他県の先進的な取組も参考にしながら、本県の対策につきまして、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 確かにその2つあたりが貢献しているのは確かですが、本県と島根県との人口当たりの累積感染者数や、人口に占めるコロナでの死亡率はどうなっているのか。これは福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 11月27日時

点での本県の総感染者数について、人口10万人当たりで見ると、573.4人となっており、同じく死者は3.8人となっております。

一方で、島根県では、人口10万人当たりの総感染者数が257.9人と、本県の半分以下となっており、死者も0.7人と本県の2割以下となっております。

**○坂口博美議員** ですから、そこらと比べると、結果的には差がついているかなど。結果というか、最終的な人を守るという点ではですね。

知事は、まん防終了翌日の10月1日の宮日新聞の取材に際しまして、これまでの宣言や措置の効果、今後の方針について、「時短などの要請については、県民にしっかり受け止めてもらえたが、県外との往来抑制については十分ではなかった」旨、発言されております。その上で経済については、人の動きが止まった影響が大きいので、今後動きを後押ししていきたい。また、感染防止対策については、これまで同様、「早く、強く、短く」の方針は変えずに対応していくとされております。

さて、人流に関してであります。国は通信会社等に対し、人の移動に係る位置情報データの提出を求め、特定場所での人流把握に活用しました。本県でもイオンモール宮崎や西橋通りが調査されたと伺いますが、人流減を求める要請と減少状況、そしてその結果、感染防止効果にどう影響があったのか、その相関関係についての検証結果はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 人流の抑制は、感染拡大防止を図るため重要なポイントとされており、これまで緊急事態宣言の発令時には、外出の自粛や飲食店等への営業時間短縮の

要請を行ってきたところであります。

この夏の第5波では、これらの行動要請により、宮崎市内の繁華街では夜間の人流が大きく減少し、複数の飲食店でクラスターが発生したものの、結果的には大きな感染拡大までには至っておりません。

このような行動要請との科学的な相関関係を証明することは困難であります。いずれにしても、感染の急所となる飲食店等への営業時間短縮の要請について、県民、事業者の皆様の御協力が得られたこと等により、感染拡大防止が図れたものと考えております。

**○坂口博美議員** 感染拡大、この相関関係を解明するのは難しいということでありましたけれども、イオンモール宮崎付近での人流減に関して、要請の方法や効果など詳しい説明を、いま一度求めます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県民の皆様に対する外出自粛等の行動要請は、知事会見等によるマスコミを通じた周知のほか、テレビCMや新聞広告、SNS等の様々な広報媒体を活用しながら行ったところであります。

国から提供されたデータによりますと、イオンモール宮崎周辺の午後3時の人出は、行動要請を開始した8月13日以降減少し、ピーク時には、7月1日と比べて3割程度減少しております。県民の皆様のお協力により、ふだん人出の多いこのエリアにおきまして、一定の人流抑制が図られたものと考えております。

**○坂口博美議員** じゃ、夜の繁華街での人流について、その要請は誰に、どういった要請をなされたのか、いま一度お答えください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 第5波においては、繁華街の人流を抑制し、感染の急所となる飲食の場면을制限するため、飲食店等に對

し、午後8時までの営業時間短縮の要請を行ったところであります。

さらに、国のまん延防止等重点措置の適用を受け、重点措置の対象地域に指定した宮崎市等では、営業時間短縮の要請に加え、酒類の提供自粛や、飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の要請も行ったところであります。

**○坂口博美議員** ということは、夜の街での人流減は、外出自粛の要請による効果ではなくて、営業規制などの効果であって、このことについては、要請内容や人流減効果などに係る相関性は検証できるのではないかと。

また一方、一般的な外出自粛要請については、イオンのみでなくて全体的な人流の実態把握や、感染との相関関係の有無判断は難しいのではないかなとは思いますが、再度、御見解をお聞かせください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 宮崎市内の夜間の繁華街における人流が抑制され、同エリアでの大規模な感染拡大を防ぐことができた点については、議員御指摘のとおり、各飲食店等が営業時間短縮の要請に応じ、午後8時以降にお店を閉めていただいたことによるものが大きいものと認識しております。

一方で、県民の皆様に対する外出自粛要請の効果については、県では、様々な場面を含めた全体の人流に係る詳細な実態の把握が困難であり、感染状況との相関関係の証明は難しいものと考えております。

現在、全国知事会を通じて、国に対し、第5波の収束原因を含めた分析・検証を早期に進め、有効な具体的対策を都道府県と共有し、国民に対し提示するよう求めていますので、各行動要請の効果の検証については、国の分析・

検証の結果を待ち、必要な対策の参考にしてまいります。

**○坂口博美議員** 外出自粛なり、営業に係る規制なり、いずれにせよ県民の痛みを伴うことは間違いありません。今後また、このようなことをお願いしていくとなるなら、せめてそこに相関性があることの確認は最低条件とすべきだと思います。それが解明されずして、時短や外出自粛などを要請する際に、「早く、強く、短く」の決定根拠に合理性が認められるわけではありません。

そもそも緊急事態とは、死ぬか生きるか、その別れ際にあることを言うのであります。したがって、緊急事態の旗を掲げることで、県民に痛みを求めるのであれば、それは一度で解決を見て当然だと思います。

国は、その失敗から、総理大臣が交代するまでに至ったと言っても過言ではないと思います。本県では3度も独自宣言を出していながら、鎮静化に至れていない。果たして、早め早めの宣言などは、結果的に、県民に対して他県に増しての利益となったと言えるのか。つまり成功だったと言えるのか、知事に御見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 医療提供体制が脆弱な本県におきまして、新規感染者が短期的に、爆発的に増加したことによりまして、地域医療が崩壊の危機に瀕した昨年の第3波の経験を踏まえまして、第4波以降は、御指摘がありましたように、「早く、強く、短く」という基本姿勢で必要な対策を講じてきたところであります。

第5波では、県民の皆様のお協力もあり、九州各県と比較しても感染のピークを低く抑えることができ、早期に感染の鎮静化が図られたことから、この方針に一定の効果を感じていると

ころであります。成功というような表現ではなく、一定のそういう効果というところを認めてまいりました。

しかしながら、3度の宣言発令によりまして、外出自粛や営業時間の短縮など、県民や事業者の皆様にも多大な御不便をおかけするとともに、県内の新型コロナ患者の41人の方がお亡くなりになっているという状況については、知事として重く受け止めているところであります。

今後とも、時々刻々と変わる感染状況を的確に見極め、県民生活や地域経済へ与える影響も踏まえながら、適切なタイミングで必要な感染防止対策を行ってまいります。

**○坂口博美議員** 県民に不便や不利益を及ぼすという点については、県外や国外との往来についても同じと考えますが、水際作戦とされる手段と、その結果についての相関関係に係る検証などはどこかで進んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 本県では、これまで県外から感染が持ち込まれ、そこから県内で感染が拡大してきた経緯を踏まえ、感染拡大期においては、県民の皆様に対し県外との往来自粛をお願いするとともに、県外の皆様にも来県自粛をお願いしております。

今回の第5波においても、夏休み期間中の人の移動に伴う感染持込みを防ぐため、7月19日から全都道府県を対象とした不要不急の往来自粛及び来県自粛を要請いたしました。

帰省を取りやめた方は一定数いらっしゃいましたが、人の流れを完全に止めるまでには至らず、県外由来の感染が拡大したものと考えております。

地方においては、都市部からの感染の持込みにより感染が拡大することとなりますので、感

染拡大地域との人の動きの抑制について、実効性をどう上げていくかが、今後の課題と考えております。

**○坂口博美議員** 往来自粛を要請することによって、この動きを100%足止めするというのは不可能なわけでありまして、ウイルスが本県に到達したときに、その場所でこれを止め、外に出さないことが必要だと思いますが、その取組と課題について福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 水際での感染持込み対策としては、例えば宮崎空港におきましては、到着口への検温器や消毒液の設置等を行うとともに、来県者や帰県者が事前にPCR検査の受検が可能な体制を整えているところであります。このPCR検査で陽性になった場合は、医療機関で再度検査を行い、陽性が確定した後、管轄保健所に対応が引き継がれることとなります。

しかしながら、事前のPCR検査は任意であるとともに、仮に陽性という結果であっても、その後の医療機関での検査で陽性が確定する前の段階では、感染症法上、隔離等の強制的な措置は不可能であります。

また、新型コロナには潜伏期間が存在するため、時期によっては検査を擦り抜ける可能性があるなど、検査の限界があり、ウイルスの持込みや広がり完全に防ぐには難しい課題があると考えております。

**○坂口博美議員** 大変難しいと思うんですけども、やっぱり法的あるいは技術的な課題がたくさん残っている。スルーを防ぐためには、やっぱりそこを今後、徹底して検証して行って、その対策をしっかりと講じられる、科学的根拠に基づいたですね。これが絶対必要だと思います。

独自宣言など、これまでの取組について今、伺ってきましたが、今後のワクチン接種、治療薬開発、株の変異などを予測するとき、第6波以降のコロナの脅威についてはどのように見通されているのか。感染対策と経済対策についてのお考えと併せ、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、国内では感染が鎮静化しておりますが、海外では、例えば一時はコロナ対応のモデルと言われていたようなドイツにおきましても、今、爆発的な感染拡大に見舞われておまして、我が国、そして本県にも、いつ第6波が襲来してもおかしくないと、強い緊張感を持っているところであります。

その中で、オミクロン株が、WHOにおいて最も警戒レベルの高い「懸念される変異株」と位置づけられ、その影響が注視されているところでありまして、今後、デルタ株の感染力を超えるような新たな変異株の出現も懸念されているところであります。医療が逼迫し、一般医療が大きく制限されるような最悪の事態も想定して、備えておく必要があると考えております。

このような中、ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により重症化リスクの低減などの患者の姿の変化を捉えながら、コロナ禍で痛んだ地域経済の復興や、県民の日常生活を取り戻していくことが大きな課題であると認識しております。

このため、今般、県の対応方針を見直し、緊急事態宣言等の発令基準について、これまでの新規感染者数から、入院者数等の医療の逼迫状況をより重視する形に変更したところであります。

私としましては、まずは医療提供体制のさらなる強化を図りながら、追加接種も含めたワクチン接種等を積極的に推進することによりまして、第6波の脅威から、県民の命と健康をしっかりと守ってまいりたいと考えております。

その上で、新たな対応方針の下、今後、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えながら、機動的かつ積極的に本県経済の回復に取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 経済を進めるには、医療逼迫を生じさせない水準に感染を抑えるということでありましたけど。今言われました今後の取組方針、考え方の変更というのは、例えば、今まで考えていたように、直近1週間の感染者数の増加率なんかも、やっぱり深刻に受け止めるんだよと、そこで宣言とかにつながるんだよという考え方、これは今のいろんな状況に鑑みて、そういうことにはもうあまり重きを置かずに、やはり重症化、特に亡くなる人を徹底的して守るんだと。そういった意味での医療逼迫、これがないようにしっかりとやっていくんだということ、その下での経済を回すということであろうかなと思います。

しかし、その大前提にはワクチン接種率の一定水準の確保というのがあるわけですが、今後どのくらいの頻度で、いつ頃までにワクチンを打てば医療逼迫は避けられるのか。そしてまた、現在コロナワクチンの接種は無料で行われておりますが、インフルエンザワクチンは有料であることとの違いにつき、その根拠を含め、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスによる医療の逼迫を避けるためには、ワクチンの高い接種率を維持する必要がありますが、3回目接種以降の効果がどの程度継続するのか、その頻度やいつ頃まで接種が必要なのかについては、現時点では不明であります。

また、ワクチン接種の推進だけでなく、経口治療薬の普及や新たな変異株の発生状況などによって、医療の逼迫の程度は異なってくるものと考えております。

次に、インフルエンザワクチンとの費用負担の違いにつきましては、インフルエンザワクチンは、個人の発病または重症化を防止することを目的としておりまして、65歳以上の高齢者については予防接種法の定期接種に位置づけられ、それ以外の者については任意での接種となっており、市町村で一部助成されている例もありますけれども、いずれも原則として有料で行われているところであります。

一方、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、まん延予防上、緊急の必要があるものとして予防接種法の臨時接種に位置づけられており、その費用については、特例的に国が全額を負担し、無料により接種が行われているところであります。

○坂口博美議員 特効薬あたりも今後は考慮しながら、ワクチンだけに頼るんじゃないよということですけど、現時点ではその方向も見えないですね。だから、やっぱりワクチンが大前提になるのかなと思います。

先ほど知事にも申し上げたように、そういったワクチンや治療薬の効果を織り込んだ上で、基本的には死者を出さないと注意を払いながら経済を回すということでも、うなずかれました。

県は、令和2年の本県自殺者数を217人と公表しました。自殺者数につきましては、ピーク時の平成19年の394人からほぼ毎年減少をたどり、令和元年には190人と、12年間で204人の減となっております。相関関係や因果関係についての確認は困難であるものの、これがコロナ禍に

大きく影響されていることは間違いなく、仮にコロナ禍の影響がなく、令和2年にもこれまでどおりの減少が続いていたと仮定すれば、令和2年は173人との推計もできなくはなく、県発表の実数217人とは44人もの差が出る。つまり、令和2年は令和元年よりも44人増えたとの考え方も、乱暴とは言い切れないと思います。

そしてまた、その原因については、経済、病气、解雇、家族問題など多くに分けられておりますが、その発端にはコロナが存在し、その後、到達したところに生活苦や将来不安など、経済に基づく苦難があったのではないかと考えます。

そのような中、本県の経済や社会資本など県民の安心や豊かさに資するべく、もろもろの基盤を見るとき、ウイズコロナの時代にあって、その充実発展のためのかじ取りは極めて難易度の高い中にありますが、経済に奪われていく命の一つ一つも、コロナウイルスに奪われていく命と同じく、それぞれが全地球よりも重いものであります。何としても、経済を前に進めていかなければなりません。

さて、本県のこれまでのコロナ対策についてであります。申し上げましたように、成功とは言えず、むしろ失敗であったと私は判断しております。しかしながら、その経験は大変価値あるもので、これはその悔しさも含め、今後に生かさねばなりません。必ず生かせると思っております。そして、そのときに初めて、今回の失敗は、代え難き経験として拍手すべき失敗に終わると信じます。

なお、その貴重な経験についてであります。県の最高責任者として事に当たり、全てにおいて経験を積まれたのは河野知事一人であ

り、他にその存在はありません。これからいよいよ、全国がコロナ脅威の中で経済を加速させるという大変難しいときを迎えますが、私個人としては、経済団体の4選出馬要請は、そのような局面からは適切な判断だと、これに理解を示したいと考えております。

そこで、4期目就任ありを前提に知事に伺います。県では今、総合計画の見直しが進められています。最大の課題は人口減少であると思えます。しかし、日本全体の人口推計や本県の人口見通しを見ても、50年、100年という長いスパンの中で、いつかは増加に反転するといったようなグラフを、いまだ見たことがありません。そうであるのなら、今後長期にわたって人口減少が続くことを前提とした上でも、なおかつ安心して希望を持って暮らすことができる世の中をつくっていくことが大切だと考えます。

そして、その上で、長期的な視点から自然減対策や社会減対策を講じ、半世紀、1世紀先には、人口増へと反転できるような宮崎づくりを目指し、その姿を県民に示すことが必要ではないかと考えます。

コロナ禍によって大きく痛んだ県民の心や暮らし、そして経済を回復させ、本県の行く末を間違いないものとする決意を含め、見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** ただいまの議員の温かい激励に対し、心より感謝を申し上げます。

御指摘のとおり、現在の人口構成等を踏まえ、我が国、そして本県における人口減少は、今後も長期にわたって続く見通しであり、その前提に立って県民の暮らしを維持し、さらには県勢を発展させていく必要があります。

その上で、長期的な視点から自然減対策や社会減対策を講じ、早期に人口の安定に道筋をつ

けることが、本県の将来にとって極めて重要な課題であると認識しております。

また、新型コロナによって、命、暮らし、生活が脅かされ、医療体制の脆弱性をはじめとする様々な課題が顕在化するとともに、デジタル化に向けた動きが急速に進むなど、大きな変化の時代を迎え、多くの皆様が将来に対する不安を抱えているものと感じております。

一方で、コロナ禍の中で、国外との行き来ができない中でも、eコマースを通じて輸出額が右肩上がりで見られている本県の農畜水産物への高い評価というものもあります。また、観光面でも、コロナ収束後には日本へ、そして九州へという声が強くなるというような希望の光もあるところであります。

このため、まずはコロナ禍からの早期回復に全力で取り組むとともに、次期総合計画長期ビジョンでは、医療や地域交通、中山間地域の在り方など、県民の暮らしにしっかりと向き合い、人口減少下にあっても、県民の皆様が希望を持ち、安心して心豊かに暮らしていける将来像をお示ししたいと考えております。

**○坂口博美議員** やはりリーダーが死守しなければならないことの一つに、続く人に希望というともしびを燃やし続けなければいけない、掲げ続けなければいけないと考えております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

ところで、せんだっての衆議院議員選挙の与野党政策論争について、財務省の矢野次官が「ばらまき合戦のようだ」とする投稿を文藝春秋11月号に行っております。

当面の経済対策に要する財源を赤字国債に頼らざるを得ぬ中であって、過度な負担を将来に先送りするべきではないとする考え方は、決して間違いではなく、財政健全化の視点は常々必

要であると思います。

ところで、地方経済の現状であります。長期に及んでいるコロナの影響は、特に零細・中小企業や低所得者などへ大きな痛手となっており、それを多く抱えている本県などでは、その実態は大変厳しいものとなっております。

述べましたように、財政健全化は重要な課題ではありますものの、私は、それは中長期的視点から考えるべきであって、今はその時期にはないと思っております。むしろ今こそ、公共部門への公金投資などにより、ベースラインにまで地域経済を復興させ、直面している深刻な状況を脱し、さらに活性化させていくべきであります。

そうやって地域経済を立て直すことが、ひいては税収増へとつながり、結果的に最も早い財政健全化への道になると信じております。今こそ、国と地方とが連携して積極的な財政出動を行うときだと考えます。

財政政策に関する現状と課題への御認識を知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国は26日に、31兆円余の経済対策を含む補正予算案を決定しました。その財源として、22兆円余の国債を追加発行することとしております。

今回の補正を含め、これまでのコロナ対策予算において、その財源の多くを国債に依存していることについては、地方の立場からも、引き続き留意していく必要があると考えております。

財政力に乏しい本県としましては、インフラ整備予算にしろ、補助金交付税等、国への要望というものを度重ねているところでありますが、国も決して打ち出の小づちを持っているわけではない。それはいずれ国民負担として跳ね

返ってくる。そこには十分な注意が必要であると考えております。

しかしながら、その上で議員御指摘のとおり、本県のように低所得者や中小・小規模事業者が多い地方においては、長引くコロナの影響により、経済が深刻な影響を受けております。

このような状況におきましては、私も、まずは国が積極的な財政出動により経済対策に取り組むための財源を確保し、地方と一体となって経済を立て直していくことが、中長期的な財政健全化に取り組む上でも大変重要であると認識をしております。

今回の国の経済対策は、過去最大となる55.7兆円規模で、成長と分配の好循環を実現するとされておりますことから、デジタル化や観光・農林水産業の活性化など、予算確保に努め、その効果を本県に最大限波及させてまいります。

**○坂口博美議員** 経済が落ち込んでいる今の状況を見るときに、まずは積極的な財政出動が必要との認識でありましたが、国の経済対策に係る補正予算の成立はそう遠くないと思います。また、その後には令和4年度予算についても、その姿が見えてこようかと思っております。

今後の本県予算編成に關しての考え方を知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国の経済対策に係る当面の対応につきましては、まずはその内容をしっかりと精査した上で、国、県、市町村の役割分担や本県の実情をよく見極めながら、特にコロナの第6波への備えなど、機動的な補正予算編成を含めて、必要な対応を速やかに検討してまいります。

また国は、補正予算と令和4年度予算を「16か月予算」として一体的に編成する方針でありますことから、本県における効果的な予算編成

の在り方につきましても、十分検討する必要がありますと考えております。

本県は、歳入の多くを地方交付税などに依存しておりまして、例年、当初予算編成時における収支不足が200億円前後生じるという脆弱な財政構造にあります。国の令和4年度地方財政収支の仮試算におきましては、地方交付税は令和3年度比623億円増の17.5兆円と示されていること、また国の補正予算において、地方創生臨時交付金の地方単独事業分が1.2兆円確保されたことなど、地方が必要とする財源が一定程度確保される見込みであります。

今後とも、こうした財源の確保に努めながら、コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出につなげていくため、予算編成に積極的に取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 小泉政権下でありました。三位一体改革が断行され、その結果、国から地方へ3兆円の税源移譲が実現した一方で、国庫補助負担金の引下げや廃止、そして5兆1,000億円にも上る地方交付税の削減がなされ、各自治体は予算が組めないほどの危機的状況に陥りました。いわゆる平成16年度地財ショックであります。

これに対処すべく、地方6団体は国に対し協議の場を求め続け、幾つかの段階を経て、平成23年にはこれが法制化され、現在に至っております。

さて、長引くコロナ禍により地方経済は大きく低迷し、また、新しく見直されたコロナ対策と経済復興に係る国や県の基本的な方針は大きく変更され、さらには岸田内閣が目指すとする新しい資本主義についても、その概要はいまだ見えません。

このように、今日の地方税財政を巡っての環

境は、ある意味、平成16年ショック以来の懸念の中にあろうかと思えます。そのような意味から、令和4年度の地財に係る協議は、通常とは違い、大きな節目となると思われま

す。全国知事会の担当常任委員長たる河野知事の、令和4年度税財政改正に向けての主要課題に関する見解をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 新型コロナの感染状況や地域経済への影響が地域ごとに異なる中で、今後、地域の実情に応じた医療や検査の体制強化、苦境にある事業者・住民への支援、グリーン、デジタル等の成長分野への投資など、多額の財政需要が見込まれるところであります。その財源の確保のため、地方にとっては、今年度の国の補正予算や来年度の税制改正におきましては、新型コロナ対応の臨時交付金の増額や、地価に応じて引き上げるべき固定資産税を据え置いた特別措置の終了などによる地方税収のしっかりとした確保というものが課題となってまいります。

また、中長期的には、社会保障関係費の増嵩などに対応できる地方一般財源総額の確保も重要になってまいります。

こうした課題への対応策につきまして、私は地方税財政常任委員会の委員長として、今年度の「国と地方の協議の場」における国への提案事項としたほか、今月は5回上京したところでありますが、様々な機会を通じてこうした要請活動を行うなど、適切な改正が実現するよう働きかけを行っているところであります。

今後とも全国の知事と連携し、私自身その責任をしっかりと果たしながら、全国のため、そして宮崎のためになる要望を行い、その実現を図ってまいります。

**○坂口博美議員** ワクチン接種の無料接種につ

いてでありますけれども、これが臨時的接種とされる条件をもし失ったとすると、費用については接種者負担となります。また、国や県が目指すとする新しいコロナ対応の大前提は、ワクチンの高接種率であります。クロス接種への不安なども残る中、高額な費用の負担を求められるとなれば、果たして必要とする接種率は維持できるのか。私にはそれは大変困難に思えます。

このことをこそ、令和4年度の税財政改正に向けての主要課題とすべきであったと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 先ほどの部長答弁にもありましたとおり、このワクチン接種に関しましては、予防接種法に基づき、まん延予防上緊急の必要がある場合、臨時に行う新型コロナに係るワクチン接種の費用については、特例的に国が負担するというルールになっております。

このため、新型コロナの感染状況や生命・健康を損なうリスク等を踏まえ、まん延予防上緊急の必要がある場合には、議員御指摘のとおり、高い接種率を保つためにも、引き続き、国が全額負担していくべきものと考えております。

このことについて、コロナを担当しますほかの委員会ともしっかりと連携をしながら、税財政の委員長として、国と地方の協議の場などでしっかりと主張していく必要があるものと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひ頑張ってください、やっぱりこれはもう恒久的措置としてでも、一定の接種率を確保する必要があるという期間中は、国費で臨時的措置という解釈をすべきだなと。このことを求め続けていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、ここで1問だけ、地元の問題について伺います。

西都児湯2次医療圏の問題についてであります。その拠点病院であります西都児湯医療センターについては、移転計画の凍結や理事長に対する辞職の勧告などが報道に上るなど、今後の救急医療に関し、重大な懸念を持っております。

知事として県の責任につき、どう考え、何をなさんとされているのか伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 西都児湯医療センターは、初期救急であります夜間急病センターの運営はもとより、西都児湯医療圏の第2次救急医療体制の拠点としての機能を担っていただいております。

県としましても、今回の理事長人事に関する一連の動きに対して、重大な懸念を持って注視しているところであります。今後も休日・夜間の救急医療提供体制を維持し、地域住民が安心して医療を受けることができるよう、西都児湯医療センターはもちろんのこと、圏域内の市町村や他の救急告示施設等と十分連携をしながら、必要な支援について検討してまいります。

また、来年度から検討を始めます第8次医療計画の策定におきましては、近年の交通アクセスや地域の医療需要を踏まえつつ、市町村や医師会、大学など関係団体等の意見も伺いながら、県として、より望ましい救急医療の在り方について検討してまいります。

**○坂口博美議員** いかなる理由があっても、その圏域内に住んでいる人たちの命・健康、これに重みの差というのは、全県下あってはならないことですので、ぜひとも早期に解決してほしいと思っております。

そんな中で、理事長選・解任を巡る一連の動

きを政争ではないのかと批判する声も、地元にはあります。もし本当に政争であるのであれば、そのような場に医療機関などを巻き込むようなことは決してあってはならず、このことには、県は万全を期すべきだと思います。

そのことを強く申し上げ、ここで再度、知事の政治姿勢に関し、伺います。

冒頭述べました平成26年9月議会で、知事は「公務員としてのキャリアを投げ打って、知事選挙に立候補した」とも発言されております。私はその発言を「キャリアという価値あるものを宮崎県民のために放棄してあげた」と、宮崎県民に対して上から目線で言われたようにも感じました。そしてまた、「宮崎県の知事職と公務員としてのキャリア職をはかりにかけりゃ、キャリアが重たい私の価値観」と本気で思っておられるのではないのかなとも感じて、あのときは大変不愉快な気持ちにすらなりました。

また、「県外の人間だと言われたいためにも宮崎に自宅を持つべきでは」との続けての問いに対しては、「現職の間は公舎に住みたい。公職を離れ一県民になったら、県産材の爽やかな香りに包まれた家に住みたいという夢は持っている」とも答弁されました。当然ながら、自宅を建てるとなると、一朝一夕でできるわけではなく、相当の日月を要すわけであります。つまり、次の選挙での当選の確実性がない限りは、現在の任期が満了する前の、それなりのタイミングで着工しなければ、選挙結果次第では、公職を離れざるを得ぬ事態もあり得るのであります。失礼であります、これが現実であります。

そのようなことを思うとき、あり得ぬこととは察しますが、よもや「河野俊嗣が出馬する限り、向かうところ敵なし」などとお考えではあ

るまいとか、もしそうでないなら「あれはあくまでも夢の域を出ない話だ」と、いつでも弁明ができるがための高等戦術だったのかもしれないとの思いが湧かぬでもないのであります。

この2点について御説明をいただきまして、知事は宮崎県を真に愛し、宮崎に骨を埋めたいと思っている宮崎県民の一人であり政治家だと、本当に自分を信じておられるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私はこれまで、宮崎県で16年半暮らしてまいりました。総務部長から始まり、副知事、知事としての仕事に取り組む中で、県内各地を回りをまわして、多くの方々と出会いを積み重ね、つながりも深めてきたところでもあります。広島県呉市で生まれ育ち、高校卒業までおりましたので、約18年ということになるかと思います。それとほぼ同じ時間を過ごした。ただ、それ以上に県内各地を回り、そしてそのとき以上に、濃密な時間を多くの人と出会うことにより過ごしてきた、そのような思いであります。

その中で、宮崎は自分の大切なふるさととなりまして、この宮崎に対する思いというもの、決して地元出身の方々にも引けを取るものではないと自負をしておるところであります。

御質問にありました、平成26年9月議会において国家公務員としてのキャリアを投げ打ってと答弁をいたしましたのは、国家公務員としての職を辞し、退路を断って選挙に臨む覚悟を申し上げたものであります。また、私の自宅につきましては、現職の間は知事公舎に住むことを考えておりますが、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたいと、そのような思いを述べたところでもあります。

このようなこれまでの長い月日、この宮崎で

過ごした思い、そして多くの皆様に支え応援をしていただいで、知事として役割を果たしてきたこれまでの日々というものを考え、しっかりとそのことを受け止め、今後とも知事として、また宮崎をこよなく愛する一県民といたしまして、宮崎の発展のために誠心誠意、覚悟を持って全力で取り組んでまいる所存であります。

**○坂口博美議員** 今、お聞かせいただきましたことを含め、「誰よりも宮崎のことを思っているんだ」という思いは、何度もこれまで発言されていますし、それは本心であろうなと思っております。「知事として果たすべきことは、責任を持って成し遂げる」との決意も、本物と信じております。その志を今後とも貫徹してほしいと願っています。

壇上も含め、知事が示されました県政に向ける姿勢は、極めて真面目であり真剣だなと感じられるものでありました。ぜひ、そうあってほしいと思います。

そして、もちろんであります、そのような姿勢につきましては、これまでもそのとおりであったと思っておりますが、正直に申し上げ、私には、今の知事からはどうしてもそれを実感できないものがあります。では、なぜなんだろうと考えますときに、どうしても知事はバリアを感じさせる。私らにですね。それがあんなんじゃないかなと。

先ほど私は、劇場型政治家の話をしました、これが今必要だというんじゃないんですね。劇場型と表現される政治家があるということなんですけれども、本県でもそう例えられた知事に、東国原知事がおられました。東国原氏は、県を越えてまでの絶大な人気があり、例えば、県外の人から宮城県と宮崎県を間違われるほど存在感の薄かった宮崎県を、一躍有名にし

てくれました。マンゴーや地頭鶏、「たまたま」なども頻りに売り切れるほどのセールスもやってくれました。

東国原氏の人気の裏には、県民になじむこと、県民に成り切ることなどがあり、その特効薬として、宮崎県民以上に宮崎弁を駆使するという戦略があったのだろうかと思っております。ただ、それが行き過ぎて、全国に最も広がった「どげんかせんといかん」。そのとき中野議長に聞いたら、これはえびのでも使わん、宮崎弁ではないと教えられたことを、今も記憶しております。議長もそうだと思います。いづれにせよ、そのことへの努力は大きかったであろうと察しております。

ところで、知事は宮崎で暮らされること16年8か月になります。広島での生活とほぼ同じぐらの歴史を宮崎でつくられてきました。

しかしながら、その河野知事からは、意識的に東京弁にこだわっておられるんですかね、おられるのではないかなと思うほどに、宮崎弁も広島弁も耳にできないのであります。そのような知事を見ていて、私は、墓を購入するよりも家を建てるよりも、「だれたあ」とか「よだきい」とか、あるいは「たまがった」とか「てにゃおか」などと、宮崎弁を積極的に使うことを心がけられるのが、県民が心を開き、あなたを宮崎の仲間として迎え入れる、理屈抜きの近道になりそうに思えます。

以前の定例会で、今後は当局に対し、あまりに厳しい発言はもうしないということを述べたこともありました、この場で。しかし、今回はこれを撤回しまして、期待するがゆえに、言わずに済むならできれば言いたくない話を嫌々申し上げました。

4期目への挑戦を表明された知事に求めたい

のは、政策的なこともちろんであります、それに劣らないほどのものとして、県民があなたにバリアを感じないで接することのできる知事を、心がけてほしいということでもあります。

4期目出馬の要請をなされた皆様のお考えに賛意を表し、かなりな困難が待つと思える今後の宮崎のかじ取りの万全たるを求めて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の満行潤一です。

山内議員、坂口議員から問われて、知事の4期目を目指す抱負を聞かせていただきました。ぜひ、県勢発展のために、県民福祉の向上のために頑張ってくださいたいと、エールを送りたいと思います。

今年は明治4年の廃藩置県と都城県設置から150年に当たります。僅か1年2か月しか存在しなかった都城県ですが、歴史的意義は大きいものがあつたと思います。

薩摩の風土は、薩摩隼人で男尊女卑が著しいとか、女性軽視で男が強いか言われたりしますが、実際は奥方がしっかり家庭を守り、あるじの背中を押して戦場に送り出すので、勇ましく戦場で戦う以外になかったとの言い伝えがあります。元来、薩摩の男は女性を尊敬し、大事にしてまいりました。

質問に入ります。女性の政治参加についてであります。

今般の衆議院選挙では、残念ながら女性の比率が下がったんだそうであります。内閣府の「女性の政治参画マップ2021」によれば、県議会議員2,621人中、女性は305人、11.6%に過ぎません。昭和22年は0.9%でしたから、年々比率

は上がってきています。しかし、女性が少な過ぎる。世界に目をやれば、スウェーデンは47%、フランス、イギリス、ドイツが30%台と続きます。日本は10%、世界164位であります。我が国の有権者の51.7%は女性であり、政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映するため、極めて重要です。

平成30年には、議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、令和3年には、国や地方公共団体のハラスメント対策等の施策の強化等を盛り込んだ改正法が施行されました。法の趣旨をしっかりと踏まえ、実効あるものになければならないと考えます。女性の都道府県知事は2人しかおられません。

知事に、このような女性議員、首長の少ない状況を踏まえ、女性の政治参画はどうあるべきかお考えをお伺いし、以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

政治分野におきましては、議員の御指摘にありました女性議員の割合が少ないことなどが従来から課題とされておりますが、国が実施した女性地方議会議員を対象とした調査では、その数が少ない主な原因として、議員生活と家庭生活の両立が難しいことや、政治は男性が行うものという固定観念が強いことなどが挙げられているところであります。

そもそも有権者の半数は女性であります。男女の持つ様々な意見や価値観等を施策に反映し、社会情勢への変化に的確に対応していくためには、女性の政治参画を着実に進めていく必要があると考えております。

このような中、国においては、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、国会議員や地方議会議員の候補者の女性の占める割合について目標値を設定し、取組を進めていくこととされております。

県におきましても、男女共同参画プランの改定に向け、今年度、検討を行っているところであります。今後とも、性別による固定的役割分担意識の解消など、男女共同参画の推進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○満行潤一議員** 女性議員を増やすというのは、我々の立場でもやっぱり頑張らないといけないというふうに考えていますので、お互い頑張っていきたいと思います。

次に、地域公共交通・陸海空交通網の現状と課題についてお尋ねいたします。

コロナ禍で地域交通分野も大きな打撃を受けています。地域交通に関する新たな制度的枠組みとして、2007年に地域公共交通活性化再生法が、2013年には新たに交通政策基本法が制定され、国民の自律的な生活の確保や、地域経済の活性化・地域の活力の向上の観点から、地域公共交通の確保・維持・改善のための政策の重要性が同法においても明文化されるとともに、国、地方公共団体、交通事業者、交通施設管理者それぞれの責務と国民等の役割、並びにこれら関係者の連携及び協力が明定されており、地域公共交通網の確保、維持を図る上で、その要として県の果たす役割は重要です。

コロナ禍で利用者は激減しています。路線バス約7割、タクシー約6割、貸切りバス5割以下、鉄道5割以下、カーフェリー旅客部門3割、航空3割。

観光立県を標榜する宮崎です。今後どのように需要回復に取り組むのか、部長お願いいたし

ます。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 新型コロナにより減少いたしました交通需要を回復させるため、県では交通事業者と連携した利用促進策であります「みやざき、のってん！プロジェクト」に取り組んでおります。このプロジェクトは、県民の県内外への移動や県外からの里帰り利用に対し運賃割引等を行い、公共交通機関の利用促進を図るものであります。

新型コロナの感染拡大によりまして、昨年12月以降中断しておりましたが、ワクチン接種やPCR検査を条件とするなど、対策をしっかりと講じた上で、10月から事業者ごとに順次再開しているところであります。

今後とも、感染状況を踏まえながら、事業を推進し、交通需要の回復を図ってまいります。

**○満行潤一議員** 地域のバス路線も大変な状況です。コロナ禍でさらに利用者の減少に拍車がかかっています。交通政策基本法が制定されたこともあり、国の補助事業も充実してきたと伺っています。

地域の交通弱者にとって大切なバス路線維持のために、今後、県はどのような役割を担っていくのかお尋ねします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 路線バスは、人口減少に加え、新型コロナの影響を強く受けておりまして、利用者が減少しており、その中でも特に地域間幹線バス路線につきましては、大変厳しい状況となっております。

このため、乗降調査や事業者等のヒアリングなどを行いますとともに、新たに地域ごとにバス路線対策会議を設置し、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティーバス等他の運行形態への転換など、協議検討を進めているところであります。

また、地域公共交通活性化再生法の改正に伴いまして、努力義務化された県の地域公共交通計画につきましては、令和5年度末までに策定することとしておりまして、市町村や交通事業者と十分に連携を図りながら、積極的に協議検討を進め、持続可能な地域交通ネットワークの実現に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、教育問題について伺います。

一昨年来、教育分野では、学校の長期休業や高校総体等の中止など異例の事態が発生しており、児童生徒や保護者に、学習面での遅れや卒業後の進路への不安が広がるなど、大きな影響が生じています。コロナ感染症も落ち着いてはきましたが、今もなお、学習面など遅れる状況が続いているのか、改善の兆しがあるのか、今日の部活動や修学旅行への影響はどうなのか。コロナ禍における学校現場の現状についてお伺いいたします。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校現場の現在の状況につきましては、基本的な感染症対策を講じながら教育活動が展開されており、授業時数が不足するなどの学習面の遅れは見られていない状況であります。

一方で、授業における実習や体験活動、学校行事や部活動等につきましては、感染状況により活動を制限したり、規模を縮小して実施したりするなどの対応も行われております。

修学旅行につきましては、当初の計画から行き先を変更するなどして、安全に配慮した対応を行っているところであります。

○満行潤一議員 不登校の児童生徒の対応についてお伺いします。

昨年度に30日以上登校せず、不登校と見なされた小中学生は、前年度より8.2%増、過去最高

だったということが、文科省の調査で分かりました。2020年問題行動・不登校調査で報告された児童生徒の自殺者数も415人で最多。コロナ禍における休校など生活環境の変化で、多くの子供が心身に不調を来していることが浮き彫りになっています。

気になる調査報告があります。文科省の不登校を経験した小中学生へのアンケート結果です。昨年12月の調査で、約2,000人から回答を得た。学校を休むことについて相談した相手を聞いた項目で、「家族」が約半数。「誰にも相談しなかった」が、小学校6年生で36%、中学校2年生が42%。「学校の先生、学校カウンセラー」は少数となっています。

この結果を受け、文科省は、相談体制を充実させる必要があるとしているところであります。ただ、私は、「誰にも相談しなかった」の、この4割というのには違和感があります。確かに、このコロナ禍で十分な支援ができなかったことはあったかもしれませんが、学校を休みがちになった子供を認知したら、学校は地域の民生委員たちと情報を共有して、家庭訪問をしたり、早い段階から対応しています。

この調査で見えてくることは、学校や地域が支援に動いていることを、不登校になる子供たちに認知されていない、届いていないということではないかと考えます。

教育委員会はどうのように分析されているのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） この調査は、令和元年度に不登校であった小学校6年生と中学校2年生を対象とした国の抽出調査であります。

これによりますと、回答の得られた約2,000人のうち約4割が、議員御指摘のとおり、「実際に休み始めるまでに誰にも相談しなかった」と

回答しております。このことを、私自身、重く受け止めております。

学校では、これまでも児童生徒を丁寧に観察し、声かけ等を行ってきたところではありますが、今後、友人との関係づくりを育む「ピアサポート活動」や、子供たちが周りの大人に悩みを相談できる力を育てる「SOSの出し方教育」をはじめ、日常の教育活動での人との関わり方の学びにも、より一層力を入れていく必要があると考えております。

○満行潤一議員 次に、子供の居場所づくりについてお尋ねいたします。

常任委員会で、宮崎市福祉事務所が実施している子供の居場所づくり事業「コラッジョ」を調査させていただきました。生活保護受給者や生活困窮者世帯の中学生、高校生、若年層の無就学、無就労者を対象に、学校や家庭以外の居場所を提供して、生活習慣の形成、社会性の育成や学習支援、進路相談などを行い、生徒が在籍する学校との連携、子ども支援員の配置など、多様な支援事業となっています。大変すばらしい取組だと思いました。県内各地にこの取組が広がる支援をお願いしたいと思いますが、担当部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎市のコラッジョにおきましては、福祉部局と教育委員会が連携し、個別やグループでの学習支援に加え、不登校等の子供やその保護者に対する教育相談など、地域の実情に応じた特徴的な取組が行われているところであります。

これらの取組は、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」を活用し、実施されております。

県におきましては、この事業を県内各市に広げていくに当たり、このような宮崎市の取組も

紹介しながら、地域の実情を踏まえた効果的な取組が実施されるよう、呼びかけてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、24時間子供SOSダイヤルの現状についてであります。

学校における教育相談の在り方について、文科省は、「現代社会の変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られる。こうした様々な問題に対して、学校が対応しなければならない状況になっている。また、社会の変化は、教員や児童生徒にもストレスの増大を招いている」として、様々な悩みを抱えている児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応するために、学校とともに多様な専門家の支援による相談体制をつくっていくことが大切であると、教育相談の指針を示しています。

児童生徒、保護者の抱えるいじめや不登校、子育てなど、様々な悩みに対して電話相談を行うこの事業も、24時間電話相談体制となって相談者が利用しやすくなり、より効果の上がる事業になったと評価します。24時間体制に移行したことによる効果をどのように捉えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、従来、平日土日の朝8時半から夜9時まで実施しておりました電話相談「ふれあいコール」に加え、「24時間子供SOSダイヤル」を平成29年度から導入し、24時間の電話相談体制を整備したところであります。

その結果、命に関わる緊急性のある相談に対して、関係機関とも連携を図り、24時間迅速に対応することができるようになりました。

また、深夜の相談も可能になったため、高校生の利用が大幅に増加するなど、多様な年代層に対応できるようにもなったところであります。このようなことを効果と捉えております。

○満行潤一議員 実施に当たって大変だったと思いますけれども、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校教育のICT環境整備について伺ひます。

今年度、常任委員会調査で佐土原高校、本庄高校、教育研修センターなどを訪問し、現状をかいま見ることができました。

昨年、GIGAスクール構想を受けた、ICT環境整備を急いでほしいとの趣旨の質問をいたしました。義務教育を受ける児童生徒は、1人1台の学習者用PC・情報端末と高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。本県も他県に遅れることなく整備を急いでほしい、そういう旨の質問でありました。

現在の公立学校の学習用端末の整備状況をお伺ひいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の学習用端末の整備につきましては、義務教育段階では、県内全ての公立学校におきまして、1人1台の学習者用端末の整備が完了し、各学校で利活用が図られております。

また、高等学校段階におきましては、コンピューター室等にある端末及び持ち運び可能なタブレット等を合わせて、年度内にはおおむね2人に1台の整備が完了する予定であります。

なお、文部科学省より本年3月に、「高等学校段階においても1人1台端末環境を実現することが望ましい」旨の見解が示されたことを受け、本年度、県立学校13校のモデル校におきまして、個人が所有する端末を活用した授業等を

実践し、異なる機種を使った学習環境や校内ネットワークの接続、家庭学習における端末の利用について検証を進めております。

○満行潤一議員 県立学校の整備状況、3人に1台、2人に1台、1人1台、どんどん加速しているんだろうとは思ひますけれども。その中で、モデル校による私物端末の利用についての検証が行われていると答弁いただきましたが、訪問した佐土原高校、本庄高校もモデル校の1校でありました。個人の情報端末を学校の授業で利用するとしても、普通高校、工業高校など情報端末を使う目的も授業の内容も大きく違います。

また、私物のスマホやタブレットを使うとなると、機種によって操作や機能がばらばらで、授業に支障が出るのではないかと、学習効果が低下するのではないかと懸念も持ちます。

学校ごとに、学科ごとに機種を指定して購入させるなどの対応が必要ではないかと思ひますが、学習用端末の整備方針についてお伺ひいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、現在、高等学校段階においては、家庭への持ち帰りを前提とした1人1台の学習者用端末を整備することを目標に、整備方針の最終案をまとめているところであります。

具体的には、個人が所有する端末の使用を原則とし、端末が用意できない生徒につきましては、貸出し用端末の整備等で対応する方向で検討しております。

特に、個人が所有する端末につきましては、県立学校13校のモデル校による検証を基に、スマートフォン等の私的端末を活用する方式と、学校が端末の機種を指定する方式とを想定しております。

なお、当整備方針につきましては、年内をめぐりに決定してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 了解です。

次に、スマホ使用実態についてであります。

昨年度、本県の教育委員会が行ったスマホ使用に関する調査によれば、県内中学生の4割は1日2時間以上との調査結果であります。対前年度比4.8ポイント増。小中学生は、貸与されたタブレットを自宅に持ち帰って学習することを推奨していますから、もっと増えることになるのではないかと。子供から大人まで長時間使用するスマホ依存が問題化しています。成長期の子供の心身に悪影響を与えるとの専門家からの指摘もあります。

スマホ、タブレットなどの情報端末の適切な使用について、教育委員会の指針等があれば、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、昨年10月に、「県立学校における携帯電話の取扱い等に関する指導方針」を定め、各県立学校に通知しております。

この通知では、各学校に対して、児童生徒が生活の中で携帯電話等を利用する利便性や危険性を十分に認識した上で、情報活用能力の育成や情報モラル教育の取組を充実させること、また各家庭が、携帯電話やタブレット等の利用に関するルールづくりを行うよう働きかけることなどを求めています。

○満行潤一議員 わかりました。

テーマを変えて、次は宮崎県東京ビル再整備について伺います。

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルは、本県出身の学生のための学生寮、職員宿舎、職員寮、フロンティアオフィス（県内中小企業を対象とした貸しオフィス）などの機能を

有し、首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っています。しかし、建設から50年近く経過し、老朽化により維持管理費がかさんでいるということ、土地をさらに高度利用する余地があること、立地環境のよさから有効活用について検討するなど検討を重ね、今回、再整備の基本計画をまとめ、公募型プロポーザル方式により整備を行うとされています。

今回質問するに当たり、改めて東京ビルに行ってきました。立地条件のよさも実感しましたが、その老朽化も感じたところです。

東京ビルの再整備について、東京事務所で現状と今後の整備計画について説明を受けた後、担当リーダーに東京ビルを案内していただきました。

東京ビル（職員宿舎）は、東京事務所から20分の位置にあり、災害時の登庁などの観点からも利点がある。学生寮は今回、男女個室25室以上になるが、近辺には大学も多く好立地である。公募型プロポーザル方式となるが、東京事務所にも多くの企業から問合せが来ている。隣接地との境界ぎりぎりまで建物が建っており、取壊しには困難が予想されるなどの説明をいただきました。

現在の学生寮は男子2人部屋で、今どきの学生には不人気でしょうが、同郷のコミュニティーを形成し、その後の人生にも大きな影響を受けた利用者も多かったことだろうと思います。職員寮は災害時の一つの拠点となり得る存在で、今回のコロナ感染症対策（テレワーク）でもその存在は大きかったことが証明されました。ぜひ、今後とも利活用しやすい東京ビルとして再整備していただきたいと思います。

公募の今後のスケジュールを、担当部長にお

尋ねいたします。

○総務部長（吉村久人君） 東京ビル再整備事業につきましては、本年3月に基本計画を策定した後、10月下旬には、県ホームページにおいて募集要項等を公表し、現在、公募の手続を進めているところであります。

今後は、応募を予定している事業者との意見交換会を行って、事業の細かな点について理解を深めていただいた上で、来年4月下旬に提案書を受け付け、5月に審査委員会による審査を経て、6月頃に優先交渉権者を決定していくこととしております。

○満行潤一議員 その中で、収益部門の考え方について要望を申し上げたいと思うんですけれども、建て替えによって容積率を最大の500%に増やし、その半分を収益部分に充てる計画になっているようですが、県民が気軽に利用できるスペース、例えば、県人会等が利用するコミュニティースペースの拡充や県内企業が利活用できるスペースの確保など、有効活用できるよう、県民利用が優先される配慮が求められるのではないかと考えますが、部長、いかがでしょうか。

○総務部長（吉村久人君） 新しい東京ビルにつきましては、県民や県内企業、県出身者、本県にゆかりのある方々の利用のほか、本県PRのための活用など、将来にわたり本県発展を支える機能が果たせるよう、整備してまいりたいと考えております。

このため、首都圏における県内中小企業の活動を支援するフロンティアオフィスや、県人会の方々も利用される会議室など、現在、東京ビルにある機能につきましては、その充実を図り、引き続き設置することとしております。

また、展示品やパネルなどにより、特産品な

どの本県情報をPRする県情報発信スペースを1階のエントランスホールに面するように配置し、より魅力的なものにしてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、資源循環型林業についてお伺いします。

担当部署は、ウッドショックとウッドチャンスと言っておられますけれども、県内の杉の多くが主伐期を迎える中、ウッドショックにより一斉に伐採すると、人材確保も難しい中、再造林が進むのか心配です。

災害防止の観点からも、資源循環型林業の推進が重要だと思います。8齢級以上が8割、再造林率が7割の本県の現状があります。今後、再造林にどのように取り組んでいくのか、部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 資源循環型林業を確立するためには、伐採後の適切な再造林が大変重要であります。

このため県では、国の森林整備事業や県の森林環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図るとともに、伐採と再造林の一貫作業の実施促進に加え、ドローンによる苗木の運搬や、成長の早い優良苗木の植栽による下刈り回数の削減など、森林施業の省力化・低コスト化につながる実証事業に取り組んでいるところであり、林業イノベーションを進めていきたいと考えております。

また、苗木生産施設の整備支援等により、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗の生産拡大等を図り、再造林に必要な優良苗木の安定供給体制を構築していきたいと考えております。

今後とも、森林所有者に対し、研修会や座談会等を通じて、再造林意識の醸成を図るとともに、市町村や森林組合等とも連携しながら、再

造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 次に、町のにぎわい創出についてです。

地元都城市のある方から提案がありました。「南九州で交通の要所である都城。でも、人口減少が続いています。製造業を中心に企業誘致や企業立地を推進していますが、中心市街地は過疎化が進んでいます。企業誘致や企業立地にはそれなりの補助金が支払われますが、商業には何も手だてがありません。ならば、全国展開していて、市民をある程度雇用してもらえる商業店舗にも補助金を出して誘致すれば、町はもっと活性化するかも。もちろん既存の地元商店店舗の支援も大切ですが」との内容です。

町のにぎわい創出のために、中心市街地に立地する商業施設にも支援策を設けたらどうかという提案です。部長、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 全国展開をしているような商業店舗の誘致につきましては、その集客力などにより、一定の経済効果が期待されますけれども、既存の商店との競合を生み、廃業等による雇用の喪失も懸念され、地元の理解が必ずしも得られるとは限らないことから、支援は難しいと考えております。

中心市街地の活性化は大きな課題でございますので、県といたしましても、商店の魅力向上や商店街活性化の取組を支援してきたところであり、今後とも、魅力あるまちづくりに向けた人材の育成やビジョンの策定など、市町村と緊密に連携を図りながら、中心市街地の活性化を推進してまいります。

**○満行潤一議員** ちょっと認識の違いがあるんですけども、当然、県の取組、市町村の取組というのはあると思いますので、ぜひ、市町村ともコラボしながら、中心市街地の活性化はど

うあるべきか、御検討を今後とも引き続きお願いしたいと思います。

次は、公務員についてです。

公務員は国、地方を成り立たせる基本インフラだとの思いで知事にお伺いいたします。

日常は通常の業務に当たっている役所、公務員ですが、いざ災害発生ともなれば、第一線に限られた人員をやりくりして住民の生命・財産を守る。それが役所、公務員のあるべき姿だと思います。非常時に備えて組織、人材、人員を確保し、準備をしておく。しかし、公務員の定数削減と非正規雇用が進んでいる現状で、非常時の備えが十分なのか、人手が十分なのか不安です。第一線で機動力を武器に仕事をしていた現業職は国、地方から消えていっています。

国、地方の財政難を理由に、公務員は定員削減され続けてきています。昨年から5年間の国の定員合理化計画では、約30万人の国家公務員の1割を削減する計画が進行中です。もちろん、新たな行政需要に対する定員増も認められていますが、極めて長期にわたり定員削減が続いています。

地方公務員も減り続けています。この23年間に、都道府県職員は約35万人減。市町村でも19万人の減となっています。地方公務員の総数270万人中、非正規の公務員は約64万人。約4分の1は非正規の公務員となっています。

県庁の職員もここまで減りました。宮崎、鹿児島両県は非正規職員の割合が高いとも言われています。職員の定数については、削減だけではなく職場の特性などを考慮し、真に必要な部署、例えば保健所や児童相談所には増員するなど、メリハリをつけて配置すべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県政運営に当たりまし

では、不断の取組として適正な定員管理など、行政改革を進めることが重要であります。一方で、危機事象の発生をはじめとして、社会経済情勢の変化に伴う行政需要にも弾力的に対応していく必要があると認識をしております。

今年度においても、例えば増加・複雑化する児童虐待相談等に的確に対応するため、児童相談所職員を増員し、体制強化を図ったほか、新型コロナウイルス感染症対策においても、人事異動や他の所属からの応援などにより、必要な人員の確保を図ったところであります。

今後とも、中長期的な定員管理を適切に行い、必要な分野には必要な人員を的確に確保できるよう、メリハリをつけて取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 今の知事の答弁が適正な人員配置だろうと思いますので、ぜひ、そういう取組をお願いしたいと思います。

職員のテレワークについてです。

テレワークについては、一昨年質問しています。新型コロナウイルス感染症の対応で、急速に広まったテレワーク。前例のない、指針も計画もない「超法規的」運用が突然始まったような状況です。テレワーク環境が整備された日本では、技術的には難しいわけではありません。民間企業では歴史のあるテレワークです。

しかし、この前までパソコンは退庁時には鍵のかかるキャビネットに厳重に保管だったものが、自宅や会議室などに持ち出して仕事をします。テレワークの課題はたくさんあると思います。個人情報保護の観点も重要です。走りながら考える。そういう状況下にあるとは思いません。県庁はどのような方針でテレワークに臨もうとしているのでしょうか。

まず、知事部局のテレワーク用パソコンの必

要数の確保や、テレワーク環境の整備状況を伺います。また、テレワークをやれるセクション、やれないセクションがあります。どういう基準でテレワークを行う業務を切り分けしているのか、担当部長、お願いいたします。

**○総務部長(吉村久人君)** 在宅勤務をはじめとするテレワークは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や業務継続に資するほか、柔軟な働き方の実現にもつながるものであります。

このため、知事部局におきましては、テレワーク用パソコン及び通信装置を、各所属におおむね2台ずつ配備し、その活用状況について検証しているところであります。

テレワークの実施に当たっては、窓口や感染症・災害対応等を除き、行政サービスに支障が生じない範囲で各所属において判断し、試行を重ねつつ取り組んでおりますが、今後とも、環境整備も含め課題の検証を行いながら、テレワークを推進してまいります。

**○満行潤一議員** 幾つか疑問があるんですけども、職員のテレワークで業務が適正に回っているということを誰が評価するのか。進行管理はどうしているか。また、個々人の適正な勤務評価ができているのか。このあたりはいかがなんでしょうかと思えます。

勤務時間の問題もあります。自分のスマホから24時間いつでも県庁LANに入って、業務用メールのチェックもできるとか、課題はたくさんあると思いますが、どのように対応していくのか、お伺いします。

**○総務部長(吉村久人君)** テレワークの実施に当たっては、業務開始時及び終了時に、実施する業務内容の計画やその実績を所属へ報告することで、勤務時間や業務の進捗管理を行っております。

また、勤務中は、コミュニケーションツールのウェブ会議や音声通話、チャット機能等を活用し、所属とコミュニケーションを取りながら、業務を行っているところでもあります。

なお、テレワーク環境等の拡充に伴い利便性が高まる一方で、勤務時間外におけるツールの利用や、急を要しない業務指示などにより、勤務時間の管理が曖昧になる懸念もありますことから、勤務時間内での利用が原則であることなど、テレワーク実施のルールについて、引き続き、各所属に対して徹底してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次にテーマを変えて、肥満対策についてお伺いいたします。

脱肥満県と私は呼びたいと思っているんですが、本県の肥満率は、全国に比較して高い状況にあります。肥満の何がいけないのか。肥満はそれ自体が生活習慣病に含まれていて、高血圧や脂質異常症（高脂血症）、糖尿病などと相関が高い。特に内臓脂肪型の肥満は、生活習慣病の発症や重症化に関係が深いと言われております。

国が毎年実施している国民健康・栄養調査の2016年の結果から、都道府県別のBMIのデータの上位を拾ってみると、男性20歳から69歳では、全国平均が23.8なのに対して、宮崎県は上から3番目の24.8。女性40歳から69歳では、全国平均22.6に対して、宮崎県は上から2番目の23.8。

男女ともBMIの平均は、都道府県別では上位に来ています。小中高生の肥満出現率を見ても、押しなべて全国平均よりも高い傾向にあります。

肥満に対して、宮崎県民は寛容なのか。BMIが高くなるほど糖尿病の発症が多くなること

が分かっています。

本県では、野菜を積極的に食べる活動「ベジ活」という県民運動を積極的に展開しています。適切な運動とバランスの取れた食生活。同じように脱肥満県を意識した県民運動を展開すべきと思いますが、部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 肥満は、生活習慣病との関連が深いことから、食生活や運動による適正体重の維持が大変重要であります。

このため県では、「野菜を1日プラス100グラム」を目指すベジ活の推進として、野菜を多く使った食事を提供する飲食店の登録・紹介やレシピの紹介のほか、スーパーやコンビニの食品売場で、バランスのよい食事を促す表示や陳列を行うなど、官民一体となった取組を進めております。

また「1日プラス1,000歩」の取組として、九州山口各県対抗のウォーキングイベントを開催し、広く県民に参加を呼びかけるとともに、企業や県庁の各所属で歩数を競う取組など、運動習慣の定着を推進しております。

県としましては、今後とも、このような取組を広く広げ、適時適切な情報発信を行うとともに、県全体の機運の醸成を図りながら、県民の健康づくりをしっかりと進めてまいります。

**○満行潤一議員** 次に、子供を取り巻く環境、医療的ケア児支援法について、お伺いいたします。

医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児への支援が努力義務から責務へと変わりました。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策、その他必要な施策並びに医療

的ケア児支援センターの指定等について定めています。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子供たちのことです。全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人と推計されています。

今回の質問に当たり、当事者団体の皆様と意見交換の場を持ちました。担当課と定期的に意見交換をしていただいております、感謝していることです。意見交換の場で、次のような要望をお聞きしました。

支援学校卒業後の行き先がない。入所施設、通所施設は狭き門である。また、施設での人員確保が非常に難しい。従事者の人材育成を県主導で行ってほしい。また、こども療育センターの小児科医の設置ですね。非常に切望されておりました。法施行による支援制度の充実を期待されておりました。どのように取り組んでいけるのか、部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 人工呼吸器などが日常的に必要な医療的ケア児を、地域の医療機関や福祉施設等でしっかりと受け入れるためには、それを支える人材の育成が大変重要であります。

このため県では、医師や看護師、福祉施設職員を対象に、必要な知識やケアに関する研修を実施しており、さらには、いわゆるケアプランを作成する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修や、訪問診療を行う地域の小児科医等への実技講習を行っております。

また、こども療育センターにつきましては、既存の非常勤だけでなく、常勤小児科医の確保に向け、宮崎大学と意見交換などを行ってき

ております。

引き続き、これらの取組を進めながら、医療的ケア児やその家族への支援の充実に努めてまいります。

**○満行潤一議員** 長期的医療、介護の必要な子供たち。一方、高齢者には介護保険法という法律で、いっぱいいろいろなサービスが提供できる。相談窓口の一本化というの、当事者団体の皆さんからお聞きしたんですが、高齢者には、そういう相談窓口もいっぱいあるんですけども、子供に関することですので、児童相談所が一義的には窓口になると考えますが、専門的な医療分野に及ぶ相談もあります。

医療的ケア児支援法の支援措置の一つとして、医療的ケア児支援センターの設置、指定があります。県はどのような設置計画をお考えなのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 現在、県内には総合的な相談窓口がないことから、当事者団体からは、「特に未就学時の保護者がどこに相談したらよいか分からず困っている」「制度の紹介などを行ってほしい」といった声をいただいております。

このような要請などに対応するため、医療的ケア児支援法が施行され、県において、家族への相談、情報提供・助言等に総合的に対応する医療的ケア児支援センターを設置できるとされたところであります。

県といたしましては、保護者からの声や県内の状況等を踏まえながら、センターの設置について必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 対象者が、重度の障がいを持つ医療的ケアが必要な子供たちですから、その保護者も含めて、やはり地域に近いところに置

いていただきたい。児相は県内3か所しかありません。ぜひ、そういう意味でも、もっと県内各地にセンターの窓口ができるように、切に期待しておきたいと思っています。

次に、薬物乱用防止について、1つお尋ねしたいと思います。

大麻事犯検挙件数は年々増加しています。本県でも昨年71件、57人の検挙となっており、特に30代以下が9割以上と、若年層を中心とした大麻の乱用拡大が問題となっています。昨日も、都城市の20歳の自衛官が検挙されていました。

若者に広がっているのは、インターネット上で、「アメリカの州によっては合法だ」「体に悪影響はない。依存性はない」などの間違った情報が飛び交っており、また安易に安価で手に入られるため、犯罪という後ろめたさがないことによるものだと思います。

密輸、密売の取締り、栽培事犯の取締り、乱用者の取締りなど、警察や関係機関と対策を取っていただいておりますが、青少年への薬物乱用防止教室の開催など啓発・広報活動の強化が急がれると思いますが、本県の取組についてお伺いたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 薬物乱用に係る社会的な問題が顕在化する中、薬物乱用を未然に防止することは極めて重要となっており、青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性を正しく理解してもらうよう、積極的な広報・啓発を行っているところであります。

具体的には、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、関係団体の御協力の下、307名に薬物乱用防止指導員を依頼しておりまして、地域ごとに、この指導員や保健所職員が直接、小・中・高校

に出向き、薬物の種類や有害性、薬物の誘いの断り方などを説明する薬物乱用防止教室を開催しているところであります。

引き続き、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物乱用の未然防止に向けた啓発活動に、しっかりと取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 最後に、警察の組織体制強化について2点、お伺いたします。

窃盗犯の減少と特殊詐欺、ストーカー事案、家庭内暴力や虐待の増加など、多種多様な事案の対応に日夜努力いただいておりますが、体感治安の低下もあり、警察へのニーズはますます増えていると感じます。しかし、警察官の定数は、ここ数年増えていません。

国に対する定数増の要求などをどうお考えか、警察本部の見解をお伺いたします。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 急速な国際化の進展やサイバー空間の利用促進により、社会が急速に変化する中、県警察としましても、変容する治安上の課題に的確に対応していく必要があると考えております。

社会の変化に適応し、県民のニーズに応えるためには、議員御指摘のとおり、警察官の増員が望まれるところでありますが、都道府県警察の定員は、警察法等に規定された基準に基づき条例で定められおり、県独自に増員を行うことは困難な状況であります。

県警察としましては、警察庁を通じ、治安維持に必要な増員は引き続き要望しつつ、現在の定数を最大限活用して、社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に努め、県民のニーズに応えてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 当然、足りないというのは、どこの都道府県も一緒だろうと思うんです。どんどん新たなニーズが出てくる。ぜひ、国に対

して定数増を訴え続けていただきたいと思います。

現状は増えていないということですが、サイバー犯罪の増加、監視カメラの活用など、新たな捜査員の需要など増える一方です。増員ができないのであれば、教養の充実、警察学校派遣など研修による人材育成を図るしかありませんが、現状と課題についてお伺いいたします。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** 限られた人員の中で、サイバー犯罪や特殊詐欺など、目まぐるしく変容する治安上の課題に的確に対応し、かつ、若手警察官が増加し組織の若返りが進む中、各種教養・訓練を計画的に実施して、現場執行力の強化に努めているところであります。

今後とも、第一線の警察機能を最大限に発揮するため、サイバー犯罪などの専門的な能力を有する人材の育成をはじめ、若手警察官の早期戦力化に向けた取組を推進してまいります。

**○満行潤一議員** 少数精鋭というわけにいかないと思うので、警察は現場、マンパワーだと思いますので、ぜひ増員に向けても、また研修についても頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。あと、2月議会で代表質問を予定しておりますので、また頑張ります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で本日の質問は終わりました。

---

### ◎ 総務政策常任委員長審査結果報告

**○中野一則議長** 次に、議案第18号及び第19号を一括議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長に審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、西村賢委員

長。

**○西村 賢議員〔登壇〕（拍手）** 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第18号及び第19号であります。

以下、審査の概要について申し上げます。

今回の条例改正は、人事委員会から職員の給与に関する勧告があったことから、一般職の期末手当の支給月数を引き下げるとともに、一般職の改定等を踏まえ、知事や県議会議員などの特別職に係る期末手当の支給月数を引き下げる改定を行うために、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

**○中野一則議長** 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

### ◎ 討 論

**○中野一則議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内とします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

**○来住一人議員〔登壇〕（拍手）** 私は、日本共産党を代表して、議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、国家公務員の給与等に関する人事院の勧告を基礎にして作成された、宮崎県人事

委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいて、一般職員等の期末手当を引き下げるものであります。

その内容は、一般職は給与月額を0.1月、再任用職員は0.05月、引き下げる。また、会計年度任用職員は翌年度から引き下げるというものであります。これによって、一般職員は1人平均約3万5,000円、会計年度任用職員は平均1万3,000円引き下げることになるものであります。

引き下げる理由、根拠をどこに求めているかという点、いわゆる特別給、期末手当、勤勉手当のことではありますが、この支給月数が、職員の4.45月に対して、民間は4.34月で、つまり民間を0.11月上回っているために、これを民間に合わせるというものであります。

問題点を3点述べます。

第1に、給与は、地方公務員法によって「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定める」として、民間に合わせようとするものであります。民間に比べ上回っているといっても、0.11月であります。日当に直しますと、3日と48分であります。この差は大きく、一般にみんなの合意を得られないほどのものなのか。是正しなければならないほどのものなのか。

一方、月例給は、逆に民間のほうが高いのに、差が小さいとして改定しないというものであります。私は、ここには合理性はないし、また、0.11月分の差は許容できる差であるものと思います。

第2に、期末手当は事実上の生活給であり、そのほとんどが消費に回されるものであり、経済対策からも逆行するものであります。特に会

計年度任用職員の給与は、一般職に比べ格段に低く、会計年度職員にとっては、まさに死活の問題であり、ここに、引き下げるために手をつけることは許されないと思います。

第3に、今日の自治体職員・労働者が果たしている重要な役割との関係からも、引き下げることは決して認められないと思います。自治体職員・労働者は、何よりコロナ禍の下で、住民の命と暮らしを守るために使命を持って努力をされています。

人事院の総裁は談話の中で、「厳しい環境の下、困難な業務に対して誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して、心から敬意を表します」と述べています。

県人事委員会も、今回の報告及び勧告で、「近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら、日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことができる職場づくりに取り組むことが重要である」と述べております。

私は申し上げたいと思います。日当にして僅か3日分の期末手当を削減して仕打ちをすることが、敬意を表していることになるのか。また、職員の努力や実績に報いるということになるのか。敬意を持つと言うなら、努力や実績に報いると言うなら、期末手当を上げることまではしなくても、引き下げることはならないと、このように思います。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 来任一人議員の発言は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第18号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第19号採決

○中野一則議長 次に、議案第19号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時59分散会

